

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2018年4月1日
(第16期)	至	2019年3月31日

株式会社エス・エム・エス

東京都港区芝公園二丁目11番1号

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 沿革	4
3 事業の内容	7
4 関係会社の状況	9
5 従業員の状況	10
第2 事業の状況	11
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	11
2 事業等のリスク	14
3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	18
4 経営上の重要な契約等	21
5 研究開発活動	21
第3 設備の状況	22
1 設備投資等の概要	22
2 主要な設備の状況	22
3 設備の新設、除却等の計画	22
第4 提出会社の状況	23
1 株式等の状況	23
2 自己株式の取得等の状況	38
3 配当政策	39
4 コーポレート・ガバナンスの状況等	40
第5 経理の状況	53
1 連結財務諸表等	54
2 財務諸表等	91
第6 提出会社の株式事務の概要	102
第7 提出会社の参考情報	103
1 提出会社の親会社等の情報	103
2 その他の参考情報	103
第二部 提出会社の保証会社等の情報	104
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月19日
【事業年度】	第16期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）
【会社名】	株式会社エス・エム・エス
【英訳名】	SMS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 夏樹
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目11番1号
【電話番号】	03-6721-2400（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 杉崎 政人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目11番1号
【電話番号】	03-6721-2400（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 杉崎 政人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	15,056	19,069	23,054	26,611	30,836
経常利益 (百万円)	2,693	3,509	4,430	5,007	5,979
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,824	2,265	2,801	3,361	4,216
包括利益 (百万円)	2,115	2,325	1,725	2,680	3,788
純資産額 (百万円)	6,923	13,157	21,583	23,641	15,539
総資産額 (百万円)	11,421	41,689	43,231	46,087	47,467
1株当たり純資産額 (円)	84.01	105.51	197.38	221.72	176.55
1株当たり当期純利益金額 (円)	22.36	27.93	33.74	38.72	48.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	22.30	27.85	33.64	38.57	48.24
自己資本比率 (%)	59.7	20.5	39.6	41.8	32.4
自己資本利益率 (%)	28.4	29.5	21.8	18.5	24.4
株価収益率 (倍)	36.1	38.5	41.8	58.6	41.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,103	2,244	3,919	4,811	5,156
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,049	△18,401	△1,033	△2,095	△1,066
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,271	18,656	△875	△1,107	△2,943
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,694	5,147	7,140	8,768	9,890
従業員数 (名) (外、平均臨時雇用者数)	977 (-)	1,550 (-)	1,781 (-)	1,953 (-)	2,438 (-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数欄の(外数)は、臨時雇用者の各事業年度の平均雇用人員(1日8時間換算)です。なお、臨時雇用者は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

3. 2015年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。また、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	11,948	8,810	7,904	8,435	9,270
経常利益 (百万円)	2,447	2,383	2,516	3,455	3,966
当期純利益 (百万円)	1,591	2,202	806	2,940	3,040
資本金 (百万円)	304	304	2,153	2,167	2,208
発行済株式総数 (株)	83,774,400	83,774,400	86,765,200	86,842,000	86,998,800
純資産額 (百万円)	6,974	8,925	16,515	19,032	21,634
総資産額 (百万円)	8,936	29,418	29,348	30,748	43,035
1株当たり純資産額 (円)	85.40	109.05	189.08	217.61	246.62
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	7.00 (-)	7.00 (-)	11.00 (-)	13.00 (-)	7.50 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	19.50	27.16	9.72	33.87	34.97
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	19.45	27.07	9.69	33.74	37.73
自己資本比率 (%)	77.5	30.1	55.9	61.5	49.9
自己資本利益率 (%)	24.5	27.9	6.4	16.7	15.1
株価収益率 (倍)	41.3	39.6	145.2	67.0	57.2
配当性向 (%)	18.0	12.9	56.6	19.2	21.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	224 (-)	258 (-)	257 (-)	307 (-)	615 (-)
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX) (%)	160.8 (130.7)	215.0 (116.5)	282.8 (133.7)	454.1 (154.9)	402.3 (147.1)
最高株価 (円)	3,225 □1,693	2,712	3,075	4,645	4,920 □2,369
最低株価 (円)	1,760 □1,053	1,322	1,794	2,695	3,690 □1,590

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数欄の(外数)は、臨時雇用者の各事業年度の平均雇用人員(1日8時間換算)です。なお、臨時雇用者は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
3. 2015年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。また、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、発行済株式総数、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。また、1株当たり配当額は当該株式分割前の金額を記載しております。なお、当該分割を考慮した場合の1株当たり配当額は、第12期が3.5円、第13期が3.5円、第14期が5.5円、第15期が6.5円となります。
4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。
5. □印は株式分割による権利落後の最高及び最低株価です。

2 【沿革】

年月	事項
2003年4月	東京都町田市において、株式会社エス・エム・エスを設立
2003年5月	ケアマネジャー向け人材紹介「ケア人材バンク（キャリア分野）」を運営開始
2003年11月	介護/医療分野等の資格講座情報「シカトル（キャリア分野）」を運営開始
2004年2月	東京都千代田区飯田橋に本社移転
2004年3月	介護/福祉職向け求人情報「カイゴジョブ（キャリア分野）」を運営開始
2005年2月	東京都千代田区麴町に本社移転
2005年9月	看護師向け人材紹介「ナース人材バンク（キャリア分野）」を運営開始
2006年7月	中小介護事業者向け介護保険請求ソフト「カイポケビズ（介護事業者分野）」を運営開始
2006年7月	看護師向け求人情報「ナース専科 求人ナビ（キャリア分野）」を運営開始
2006年8月	医師向け人材紹介「ドクターキャリアエージェント（キャリア分野）」を運営開始（現サービス名「エムスリーキャリアエージェント」 エムスリーキャリア株式会社にて運営）
2006年8月	看護師/看護学生向けコミュニティ「ナース専科（キャリア分野）」を運営開始
2006年9月	ケアマネジャー向けコミュニティ「ケアマネドットコム（キャリア分野）」を運営開始
2007年4月	東京都港区三田に本社移転
2007年4月	薬剤師向け人材紹介「ファーマ人材バンク（キャリア分野）」を運営開始（現サービス名「薬キャリアエージェント」 エムスリーキャリア株式会社にて運営）
2008年3月	東京証券取引所マザーズに株式上場
2008年9月	理学療法士/作業療法士/言語聴覚士向け人材紹介「PT/OT人材バンク（キャリア分野）」を運営開始
2009年6月	介護をする家族向けコミュニティ「安心介護（事業開発分野）」を運営開始
2009年8月	株式会社アンファミエより医療事業を譲受。看護学生向け求人情報「ナース専科 就職ナビ（キャリア分野）」を運営開始
2009年11月	東京都千代田区神田須田町に本社移転
2009年12月	エムスリー株式会社と共同新設分割にて「エムスリーキャリア株式会社」を設立（49%出資、持分法適用関連会社化）、医師、薬剤師向け人材紹介サービスをエムスリーキャリア株式会社に移管
2011年4月	「人事ソリューションサービス（キャリア分野）」を運営開始
2011年6月	管理栄養士/栄養士向けコミュニティ「エイチエ（事業開発分野）」を運営開始
2011年8月	株式会社ケア・リンクより認知症情報ポータル「認知症ねっと（事業開発分野）」を譲受

年月	事項
2011年9月	「NURSCAPE CO., LTD. (現 Medilabs Co., Ltd.)」を子会社化。韓国における看護師向けキャリアサービス「NURSCAPE (海外分野)」を運営開始
2011年12月	東京証券取引所市場第一部に上場市場を変更
2012年5月	栄養士/管理栄養士向け人材紹介「栄養士人材バンク (キャリア分野)」を運営開始
2012年6月	北海道札幌市に当社サービスに関するコールセンター業務等を目的とした「株式会社エス・エム・エスサポートサービス」を設立
2012年7月	ベトナムにて「Luvina Software Joint Stock Company」の株式を取得
2012年10月	高校生・看護学生向け奨学金情報「看護奨学金Navi (キャリア分野)」を運営開始
2013年4月	高齢者向け住宅情報「かいごDB (事業開発分野)」を運営開始
2013年5月	東京都港区芝公園に本社機能を移転
2013年7月	シンガポールに「SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD. (海外分野)」を設立
2013年9月	臨床検査技師向け人材紹介「検査技師人材バンク (キャリア分野)」を運営開始
2013年11月	フィリピンに「SMS PHILIPPINES HEALTHCARE SOLUTIONS INC. (海外分野)」を設立
2013年11月	高齢者向け食事宅配検索「らいふど (事業開発分野)」を運営開始
2013年12月	インドネシアに「PT. SENIOR MARKETING SYSTEM INDONESIA (海外分野)」を設立
2013年12月	健康に関するQ&A「なるカラ (事業開発分野)」を運営開始
2014年1月	東京都港区にファクタリング事業等を目的とした「株式会社エス・エム・エスフィナンシャルサービス」を設立
2014年2月	中小介護事業者向け介護保険請求ソフト「カイポケビズ」のサービスを拡充し、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイポケ (介護事業者分野)」としてリニューアル
2014年6月	放射線技師向け人材紹介「放射線技師人材バンク (キャリア分野)」を運営開始
2014年7月	臨床工学技士向け人材紹介「工学技士人材バンク (キャリア分野)」を運営開始
2014年8月	介護職向け人材紹介「カイゴジョブエージェント (キャリア分野)」を運営開始
2014年9月	事務長向け経営情報「じむコム (キャリア分野)」を運営開始
2015年1月	人材紹介、求人情報等キャリア関連サービスを会社分割により当社から切り出し、東京都港区に「株式会社エス・エム・エスカリア」を設立
2015年2月	介護事業所経営者・管理者向け情報コミュニティ「介護マスト (事業開発分野)」を運営開始
2015年10月	アジア・オセアニアで医薬情報サービスを運営する「MIMSグループ (海外分野)」を子会社化

年月	事項
2015年10月	介護資格講座「カイゴジョブアカデミー（キャリア分野）」を運営開始
2016年4月	リフォーム事業者情報「ハピすむ（事業開発分野）」を運営開始
2016年4月	看護師向け学術Webメディア「ナース専科Plus（事業開発分野）」を運営開始
2016年7月	糖尿病情報ポータル「糖尿病ねっと（事業開発分野）」を運営開始
2016年12月	介護職向け人材派遣「カイゴジョブパートナーズ（キャリア分野）」を運営開始
2016年12月	海外市場における新株式発行及び自己株処分により約70億円を調達
2017年4月	認知症予防ソリューション「認トレ（事業開発分野）」を運営開始
2017年4月	生活習慣病・重症化予防ソリューション「遠隔チャット指導（事業開発分野）」を運営開始
2017年6月	マレーシアの看護師人材紹介会社「Melorita Consultants Sdn. Bhd.」を子会社化。「グローバルキャリアビジネス（海外分野）」を運営開始
2017年10月	認知症予防の習慣化サポート「認トレチャレンジ（事業開発分野）」を運営開始
2017年10月	特定保健指導ソリューション「遠隔チャット指導（事業開発分野）」を運営開始
2017年11月	柔道整復師/あん摩マッサージ師/はり師/きゅう師向けにキャリア関連サービスを提供している「株式会社ウィルワン（キャリア分野）」を子会社化
2018年3月	葬儀社紹介サービス「安心葬儀（事業開発分野）」を運営開始
2018年5月	フィリピンの看護師人材紹介会社「Medical Staffing Resources Inc.（海外分野）」を子会社化
2018年9月	MIMSグループの株式を追加取得し完全子会社
2018年10月	保育士向け人材紹介「保育士人材バンク（キャリア分野）」を運営開始
2018年12月	女性の健康・保持増進サポート「Lady to Go（事業開発分野）」を運営開始
2019年1月	マレーシアに「SMS Medical Ad Sdn. Bhd.（海外分野）」を設立
2019年4月	産業保健ソリューション「リモート産業保健（事業開発分野）」を運営開始
2019年4月	産業保健総合情報サイト「サンチエ（事業開発分野）」を運営開始

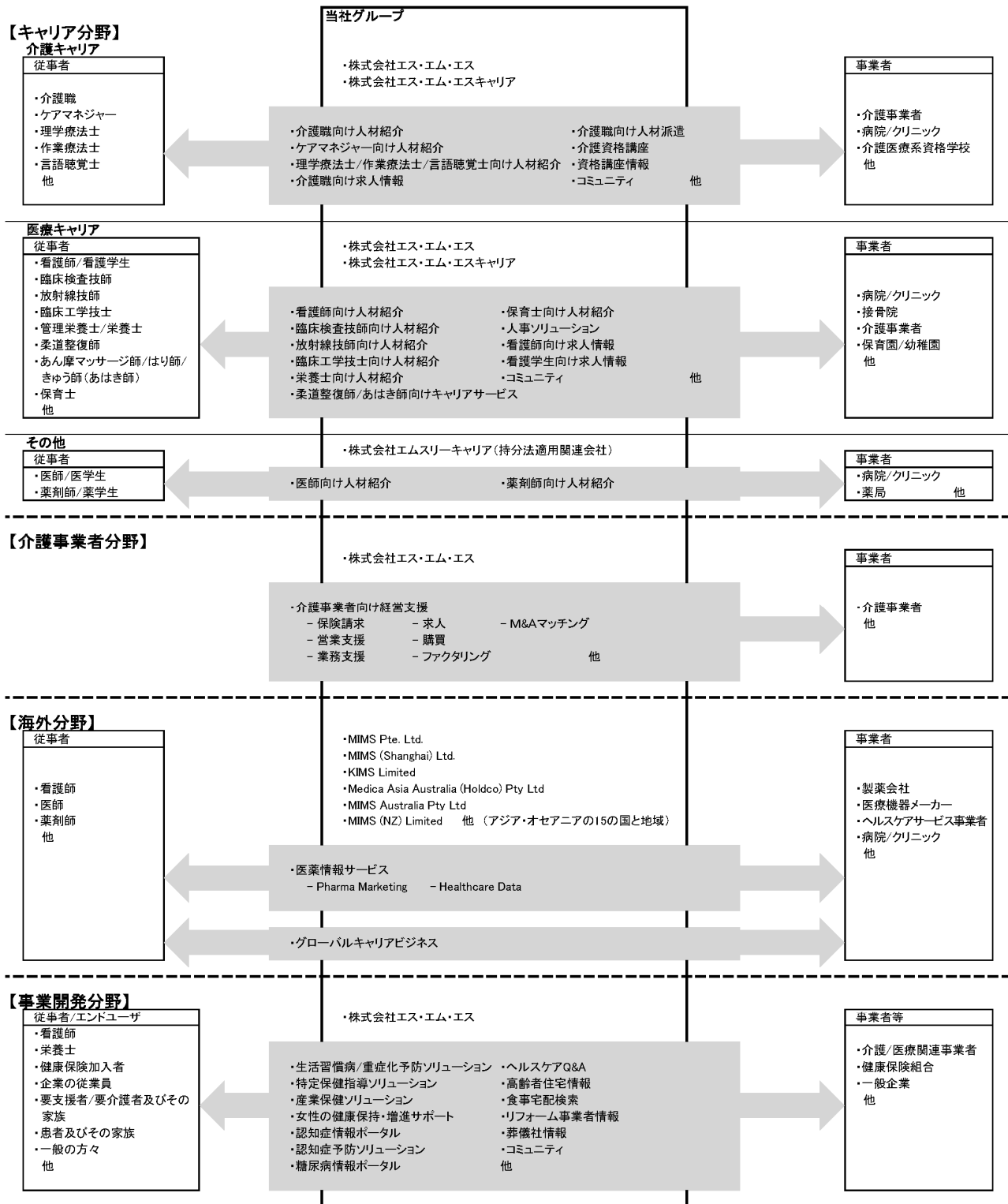
3 【事業の内容】

当社グループでは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。介護、医療、ヘルスケア、シニアライフを高齢社会における事業領域として定義し、日本及びアジア・オセアニア等において、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザに情報をコアとした様々なサービスを提供しています。国内においては、介護・医療従事者向けのキャリア関連事業を行うキャリア分野、介護事業者向け経営支援プラットフォームを提供する介護事業者分野、ヘルスケア・シニアライフを中心とした事業開発分野に区分して事業を行っており、海外を加えた4分野を事業部門としています。

各事業部門における主なサービスの内容は下表の通りです。

事業部門	主な事業内容
キャリア分野	介護職向け求人情報・人材紹介・人材派遣・資格講座、看護師向け人材紹介、コメディカル向け人材紹介等
介護事業者分野	介護事業者向け経営支援プラットフォーム
海外分野	医療・ヘルスケア関連事業者向けマーケティング支援、グローバルキャリアビジネス等
事業開発分野	健康保険組合向け保健指導サービス、企業向け産業保健サービス、高齢者向け食事宅配情報・リフォーム事業者情報等

以上に述べた事業の系統図は次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

2019年3月31日現在

名称	住所	出資金または 資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%) (注1)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エス・エム・エス キャリア (注2) (注3)	東京都港区	100 百万円	人材紹介、求人情報等	100	役員の兼任 あり 資金の援助 なし 営業上の取引 あり 設備の賃貸借 あり
SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD. (注2)	シンガポール	29 百万 シンガポールドル	海外事業の統括、海外 の事業会社に対する投 資等	100	役員の兼任 あり 資金の援助 なし 営業上の取引 なし 設備の賃貸借 なし
MIMS Pte. Ltd. (注2)	シンガポール	20 百万 シンガポールドル	医療従事者・事業者向 け医療情報サービス	100 (100)	役員の兼任 なし 資金の援助 なし 営業上の取引 なし 設備の賃貸借 なし
MIMS (Shanghai) Ltd. (注2)	中国	3百万 米ドル	医療従事者・事業者向 け医療情報サービス	100 (100)	役員の兼任 なし 資金の援助 なし 営業上の取引 なし 設備の賃貸借 なし
KIMS Limited (注2)	韓国	2,697百万 韓国ウォン	医療従事者・事業者向 け医療情報サービス	100 (100)	役員の兼任 なし 資金の援助 なし 営業上の取引 なし 設備の賃貸借 なし
Medica Asia Australia (Holdco) Pty Ltd (注2)	オーストラリア	40百万 豪ドル	オーストラリアにおけ る持株会社	100 (100)	役員の兼任 なし 資金の援助 なし 営業上の取引 なし 設備の賃貸借 なし
MIMS Australia Pty Ltd (注2)	オーストラリア	23百万 豪ドル	医療従事者・事業者向 け医療情報サービス	100 (100)	役員の兼任 なし 資金の援助 なし 営業上の取引 なし 設備の賃貸借 なし
MIMS (NZ) Limited (注2)	ニュージーラン ド	4百万 ニュージーランドドル	医療従事者・事業者向 け医療情報サービス	100 (100)	役員の兼任 なし 資金の援助 なし 営業上の取引 なし 設備の賃貸借 なし
その他31社					
(持分法適用会社) エムスリーキャリア株式会社	東京都港区	100 百万円	医師/薬剤師向け 人材紹介等	49	役員の兼任 あり 資金の援助 なし 営業上の取引 なし 設備の賃貸借 なし
その他2社					

(注1) 議決権比率欄内の () 内は、当社の間接保有割合です。

(注2) 特定子会社に該当しております。

(注3) 株式会社エス・エム・エスキャリアについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 (1) 売上高 17,356百万円
(2) 経常利益 3,675百万円
(3) 当期純利益 2,545百万円
(4) 純資産額 3,628百万円
(5) 総資産額 6,463百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数（名）
2,438

- (注) 1. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメントによる区分は行っていません。
2. 臨時雇用者は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
3. 従業員数は、当連結会計年度において485名増加しております。これは主に、介護職向け人材紹介及び派遣事業、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイポケ」等に関連する人員増によるものです。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
615	32.3	2.0	5,751

- (注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向社員21名を除く就業人員数です。
2. 臨時雇用者は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
3. 従業員数は、当事業年度において308名増加しております。これは主に、介護職向け派遣事業、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイポケ」等に関連する人員増によるものです。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針、経営環境及び経営戦略等

当社グループは「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。介護、医療、ヘルスケア、シニアライフを高齢社会における事業領域として定義し、日本及びアジア・オセアニア等において、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザーに情報をコアとした様々なサービスを提供しています。高齢社会を取り巻く人々を情報を介してサポートする情報インフラの構築を通じて高齢社会で生じる様々な課題を解消し、従事者・事業者・エンドユーザーの生活の質の向上に貢献していきます。

当社グループの事業領域である高齢社会に関連する市場は年々拡大し、今後もさらに拡大が見込まれています。日本においては、高齢者人口（65歳以上）が2018年10月1日時点で約3,558万人、人口構成比28.1%に達し、世界で最も高い水準となっています。また、それに伴い介護費、医療費も急増し、それぞれ11兆円、42兆円に達しています（注1）。アジア・オセアニア地域においては、人口増加や経済発展を背景に医療やヘルスケアの市場が急拡大しており、医療費は1兆ドルと日本の2倍を超える規模となっています（注2）。

このように高齢社会に関連する市場が年々拡大する中で、介護や医療、ヘルスケア等に関する情報の量は飛躍的に増加し、その情報は多様化・複雑化しています。このため、適正な情報発信・受信に対するニーズはますます高まり、当社グループにとって膨大な事業機会が生まれるものと認識しています。

当社グループはキャリア分野、介護事業者分野、海外分野を主力事業とし、ヘルスケアやシニアライフを中心とする領域においても数多くの新規事業を開発・育成しています。

キャリア分野においては、高齢者人口の増加に伴い大きな課題となっている、介護・医療等の領域における従事者不足解消に貢献していきます。当社グループは介護・医療系職種を対象とした求人情報や人材紹介の市場をパイオニアとして創造し、業界No.1のポジションを確立してきました。特に2025年に34万人の不足が見込まれる介護職（注3）に対しては、多様なキャリアサービスの提供を通じ、人手不足の解消に貢献していきます。既存従事者の転職支援のみならず他業界からの新規就業を促すと共に、従事者教育や定着支援を通じ、生産性向上や離脱防止にも寄与していきます。また、2017年11月にウィルワン社の子会社化により柔道整復師/あはき師（注4）向けキャリア関連サービスに進出したほか、2018年10月には保育士向け人材紹介を自社で立ち上げ、看護師・介護職等に続く成長事業を育成しています。今後も既存サービスにおけるシェアの拡大、展開サービス拡充及び他職種へのサービス拡張により従事者・事業者への提供価値を最大化し、キャリア分野全体で持続的な成長を実現していきます。

介護事業者分野においては、サブスクリプション型の経営支援プラットフォーム「カイボケ」を通じ、介護事業者の経営改善とサービス品質向上に貢献していきます。保険請求サービスに加えて求人・業務支援・金融・購買等の40以上のサービスをワンストップで提供することにより、介護事業者の経営を総合的に支援しています。今後もシェアの拡大、展開サービス拡充及び対応事業所種別の拡張により、経営支援プラットフォームとしての提供価値を最大化し、持続的な成長を実現していきます。

海外分野においては、2015年10月にアジア・オセアニアで医薬情報サービスを展開するMIMSグループを子会社化し、現在15の国と地域でサービスを提供しています。1963年に創業し50年以上にわたる歴史をもつMIMSブランドは域内で圧倒的な知名度を誇り、医療従事者の会員数は約250万人にのぼります。MIMSがもつ圧倒的なブランド力、医療従事者の会員基盤、製薬会社や医療機関との取引基盤を活用して、医療・ヘルスケア関連事業者のマーケティング支援等の事業を展開しています。さらに、2017年6月にマレーシアの看護師人材紹介会社Melorita社を子会社化し、グローバルキャリアビジネスを本格的に開始しました。MIMSの会員基盤、当社のキャリア事業ノウハウ、Melorita社のクロスボーダーでのオペレーションノウハウを活かし、グローバルキャリアビジネスを拡大していきます。また、2018年9月にMIMSを完全子会社化したことにより、意思決定の迅速化および当社グループ内における一層のシナジー創出を実現すると共に、MIMSをアジア・オセアニア等の地域での事業展開のプラットフォームとして海外戦略を強力に推進し、さらなる成長を実現していきます。

上記に加え、当社グループではヘルスケア領域及びシニアライフ領域を中心に数多くの新規事業を開発・育成しています。介護・医療費の増大を背景に、今後は認知症・慢性疾患の予防や公的保険外のサービスに対するニーズが高まることが見込まれます。こうした流れを捉え、ヘルスケア領域においては健康保険組合に対するICTを活用した遠隔での特定保健指導サービスや企業に対する産業保健サービス等を提供しています。当社グループが有する医療従事者ネットワーク、ICTの知見及び省庁等との実証事業の実績という強みを活用することで、利用者の健康や病気の予防のための安価で実効性のあるソリューションを実現しています。今後も展開サービス拡充及びサービス提供対象の企業・健保・利用者数の拡大により提供価値を最大化し、健康な労働力人口の増加に貢献していきます。また、シニアライフ領域においては、高齢社会特有のテーマである介護・住まい・終活の各領域で事業者とエンドユーザーをマッチングするサービスを開発し、高齢者とその家族の生活にまつわる意思決定の質の向上に貢献していきます。

当社グループは今後も拡大する市場から生まれる様々な事業機会を捉え、国内外において新たなサービスを数多く生み出すことで社会課題の解決に貢献し、長期的かつ持続的な成長を実現していきます。

(注1) 高齢者人口・構成比：総務省 介護費：2017年度予算、内閣府資料 医療費：2017年度速報値、厚生労働省

(注2) 2016年、WHO統計

(注3) 厚生労働省

(注4) あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師のこと

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、企業価値と関連する総合的な業績指標である当期純利益の成長を経営上の目標として重視しています。限られた経営資源を効率的に活用し、資本コストを超える高いROEを実現しながら、当期純利益を継続的に成長させていくことを目指しています。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長と社会への貢献を通じて、長期的な企業価値向上を実現することを最も重要な課題と考えています。既存事業の更なる成長と積極的な新規事業の開発・育成により高齢社会で生じる様々な課題を解決し、当期純利益を継続的に成長させていくことを目指しています。このような認識のもと、各事業部門において以下のような取り組みを推進しています。

① キャリア分野

当社グループでは、キャリア分野の成長が当社グループの持続的な成長の土台になると考えています。既存のNo.1サービスにおける更なるシェア拡大、展開サービスの拡充及び新規職種へのサービス拡張を通じて従事者・事業者への提供価値を最大化し、介護・医療等の領域における従事者不足の解消に貢献していきます。

このような方針のもと、今後もキャリアパートナーの継続的な採用・育成を通じた既存サービスの拡大、従事者・事業者のニーズに応える多様なサービスの開発・育成を進めると共に、看護師、介護職向け人材紹介等に続く新たな成長事業を育成していきます。

② 介護事業者分野

当社グループでは、介護事業者分野の成長が当社グループの持続的な成長を牽引する事業になると考えています。「カイボケ」におけるシェアの拡大、展開サービスの拡充及び対応事業所種別の拡張を通じてプラットフォームとしての提供価値を最大化し、介護事業者の経営改善とサービス品質向上に貢献していきます。

このような方針のもと、今後も安定したシステム基盤の構築、営業体制の強化による会員数の着実な増加、介護事業者の経営改善に寄与する新サービスの積極的な開発に加え、継続的なシステム開発を通じて新たな事業所種別に対するサービス拡張を進めていきます。

③ 海外分野

当社グループでは、MIMSグループのアジア・オセアニア地域での圧倒的なブランド力、医療従事者の会員基盤及び医療・ヘルスケア関連事業者や医療機関との取引基盤を活用することで、海外戦略を強力に推進できると考えています。医療・ヘルスケア関連事業者向けマーケティング支援事業やグローバルキャリアビジネス等を通じて、アジア内外における医療の向上に貢献していきます。

このような方針のもと、今後も海外戦略を担うマネジメント人材の確保及び最適な組織体制の構築を推進し、医療・ヘルスケア関連事業者向けマーケティング事業等の着実な成長と、グローバルキャリアビジネスにおける展開国拡充を通じた事業拡大を図っていきます。

④ 事業開発分野

当社グループでは、長期的な成長を実現するためには、積極的な新規事業の開発・育成によりキャリア・カイボケ・海外事業に続く新たな主要事業を創出することが不可欠だと考えています。また、ヘルスケア領域及びシニアライフ領域を中心に新規事業の開発・育成を進めることで、高齢社会における様々な社会課題の解決に貢献できると考えています。

このような方針のもと、今後も事業開発を担う人材を積極的に採用・育成し、高齢社会で生まれる膨大な事業機会を確実に捉えて新たなサービスを次々と生み出していきます。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において入手可能な情報に基づいて当社グループが判断したもので、全てのリスク要因が網羅されているわけではありません。

<全社共通>

(1) 外部環境に関するリスク

①技術革新について

当社グループは、インターネットを利用し介護・医療・ヘルスケア等に関連する事業を展開しています。当社グループの想定しない新しい技術の普及等により技術環境が急激に変化した場合、当社グループの技術等が陳腐化し、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

②競合について

当社グループは「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。人材紹介等、個別の事業においては競合他社が存在していますが、当社グループのように高齢社会全体を事業領域として捉えて事業を展開している競合他社は存在していないと認識しています。これまで当社グループは高齢社会に関連する市場に特化し、従事者及び事業者を囲い込みながら事業を展開することで多くの事業において競合他社より圧倒的に有利な地位を築いてきました。しかしながら、高齢者数の増加を背景に高齢社会の情報インフラに関連する市場には膨大な事業機会があるため、個別の事業に対し新たに参入する企業が増加してきた場合、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

③自然災害及び有事について

当社グループは、自然災害及び有事対応を想定した事業運営をしています。しかしながら、当社グループが人的・物的被害を受けた場合、当社グループの全部又は一部のサービス提供が一定期間困難となり、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(2) 人材・組織に関するリスク

当社グループの事業領域である高齢社会に関連する市場は今後も拡大が見込まれ、膨大な事業機会が生まれると認識しています。当社グループのミッションに掲げる高齢社会に適した情報インフラを構築していくためには、その機会をいち早く捉え様々なサービスを数多く生み出し続ける必要があります。社会からの要請を真摯に受けとめ主体的に変化対応できる人材の採用及び育成が非常に重要です。しかしながら、今後人材の採用や育成が計画通り進捗しない場合や離職及び育児介護休業の取得等により多くの欠員が生じた場合、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(3) 法令、訴訟、情報セキュリティ等に関するリスク

①法令について

当社グループは、当社グループの幅広い事業領域に関係する、法令その他諸規則、社会規範を遵守すべく、「ビジネスガイドライン」の制定や研修を通し、役職員に対してその周知、徹底を図り、継続的にコンプライアンス体制の強化に取り組んでいます。当該ガイドラインや研修の中には、個人情報保護法、独占禁止法、景品表示法、著作権法、職業安定法等、当社グループの事業に関連の深い法令の遵守、反社会的勢力との関係遮断、不正行為の防止等が含まれています。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分なコンプライアンス体制の構築が追いつかず、法令違反等が生じた場合、ユーザー及び取引先等の信頼失墜やブランドイメージの悪化等を招く、若しくは訴訟を提起されるという事態が発生し、このような事態が生じた場合、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

②訴訟について

当社グループに対して、業績に重要な影響を与える訴訟等は提起されておらず、現時点において、業績に重要な影響を与える訴訟等が提起される見通しはありません。しかしながら、業績に重要な影響を与える訴訟や社会的影響の大きな訴訟等が提起され当社グループに不利な判断がなされ、訴訟対応のための多額の費用負担が発生し、又はユーザー及び取引先等の信頼失墜やブランドイメージの悪化等が発生した場合、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

③情報セキュリティについて

当社グループは、展開する各サービスの運営過程において、個人情報を含む顧客情報やその他の機密情報を取り扱っています。これらの情報の外部への不正な流出を防止するため、情報の取り扱いに関する社員教育、経営会議を通じた全社的なセキュリティシステムの改善、情報へのアクセス管理等、内部管理体制の強化に継続して取り組んでいます。しかしながら、当社グループや委託先の関係者の故意・過失、又は悪意を持った第三者の攻撃、その他想定外の事態の発生により、これらの情報が流出又は消失する場合があります。このような事態が生じた場合、当社グループの社会的信用の失墜、競争力の低下、損害賠償やセキュリティ環境改善のために多額の費用負担等が発生し、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

④システム障害について

当社グループは、インターネット通信網を利用した業務システムやウェブサイトを主なサービス提供手段としており、サービスの信頼性及び取引の安全性の観点から、当社グループの事業用ITインフラは高可用性、耐障害性を備えた設計としています。また、管理を強化するため、システム開発及び運用経験の豊富な人材の採用を積極的に実施しています。しかしながら、このような体制による管理にもかかわらず、自然災害や事故等が起こった場合、当社グループ役職員の操作過誤が生じた場合、又は不正アクセスによる破壊若しくは改ざん等の行為が生じた場合には、当社グループのITシステムの機能低下、又は誤作動や故障等の深刻な事態を招く可能性があります。このような事態が生じた場合、当社グループはサービス提供及び営業取引に深刻な影響を受け、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

⑤発信した情報の知的財産権について

当社グループは、インターネットや紙媒体により様々な情報発信を行っております。当社グループは、これらの情報発信を行うに当たって、著作権や商標権等の知的財産権を侵害していないことや作成方法及び内容が社会的に妥当であることについて、顧問法律事務所の助言を含めた社内外のチェックにより細心の注意を払っています。しかしながら、当社グループが他者の知的財産権を侵害したり当社グループが発信した情報の作成方法又は内容の妥当性について社会的批判を受けた場合、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

⑥コミュニティサービスの健全性について

当社グループのコミュニティサービスは、掲示板等において、多数の個人会員が会員間で独自にコミュニケーションをとることが可能です。当社グループは、健全なコミュニティを育成するため、適切な利用を促す目的で利用規約を定めています。また、会員の不適切な利用を確認した場合には投稿削除等の措置を講じています。しかしながら、今後急速な会員数の拡大等の結果として、当社グループが会員によるサイト内の行為を完全に把握することが困難となり、会員の不適切な行為に起因するトラブルが生じた場合には、当社グループが法的責任を問われる可能性があり、仮に法的責任を問われないときにおいても、ブランドイメージの悪化等が発生し、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(4) 財務に関するリスク

①のれん及び無形資産の減損について

当社グループは、2015年10月に、アジア・オセアニア地域で医薬情報サービス事業を展開するMIMSグループを買収するため、同グループの持株会社であるMedica Asia (Holdco) Limitedの株式の60%を取得し、2018年9月には、三井物産株式会社から当持株会社の全株式を取得しました。これらの株式取得に伴い、のれん及び無形資産である顧客関係資産と商標権を計上しており、今後、同グループの収益性が著しく低下し減損損失の計上が必要となった場合、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

②株式価値の希薄化について

当社グループは、ストックオプション制度を採用しており、当連結会計年度末現在、同ストックオプションによる潜在株式は1,340,000株であり、潜在株式も含めた株式総数の1.52%に相当します。これらは、当社グループの業績・業容拡大のための手段の1つとして実施しており、必ずしも既存株主の利害と相反するものではないと考えていますが、新株予約権の権利行使条件を満たした場合、当社株式の1株当たりの価値は希薄化する可能性があります。

③為替の影響について

当社グループの海外関係会社の業績、資産及び負債は、日本円換算した上で連結財務諸表を作成しており、換算時の為替レートによる為替変動の影響があります。想定を超えた急激な為替レートの変動が発生した場合、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(5) 事業開発・M&Aに関するリスク

当社グループは、自社で行う事業開発に加えて、M&A及び他社との業務提携を通じて、既存事業の拡大及び新規事業の開発を推進しています。しかしながら、新規事業を開始するにあたっては、相応の先行投資を必要としたり、事業固有のリスク要因が発生する場合等があります。また、M&A・業務提携にあたっては、期待通りの効果を生まず戦略目的を達成できない場合や、投資後に未認識の債務が判明する場合等があり、これらの場合、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

<事業領域固有>

(6) キャリア分野に関するリスク

①人材紹介事業について

当社グループは、有料職業紹介事業者として、厚生労働大臣の許可を受けています。当社グループの主要な事業活動の継続には有料職業紹介事業の許可が必要であるため、何らかの理由により許可の取消があった場合、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。なお、許可が取消となる事由は職業安定法第32条の9において定められておりますが、当連結会計年度末時点において当社グループが認識している限りでは、当社グループにはこれら許可取消の事由に該当する事実はありません。当社グループが保有している主な有料職業紹介事業許可の許可番号及びその取得年月等は以下のとおりです。

所轄官庁等	取得者名	許可番号	取得年月	有効期限
厚生労働省	株式会社エス・エム・エス	13-ユ-190019	2003年7月1日	2021年6月30日
厚生労働省	株式会社エス・エム・エスカリア	13-ユ-306922	2015年1月5日	2023年1月4日

②介護・医療業界の労働市場について

介護・医療業界における労働市場においては、介護職や看護師等の慢性的な人材不足の状況が続いています。介護事業者が実施するサービスによっては、ケアマネジャー等の有資格者を一定数従事させることが介護保険法等で義務付けられており、それに応じて、当社グループは、ケアマネジャーや看護師をはじめとした有資格者を対象としたサービスを提供しています。このような状況下において、介護・医療業界における事業者による従事者の採用需要は、今後も継続的に発生する状況であると当社グループでは考えています。しかしながら、今後、これらの資格を規定する介護保険法・保健師助産師看護師法等の改正や介護・医療業界における規制緩和等により、事業者による従事者の採用需要が低下した場合、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(7) 介護事業者分野に関するリスク

当社グループは、介護保険法の改正をタイムリーに捉えた事業運営を行っています。しかしながら、今後の介護保険法の改正動向次第で、当社グループや顧客である介護事業所の事業環境が大きく変わり、当社グループの既存サービスが陳腐化した場合、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。また、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイボケ」における介護保険請求システムについては、2万を超える介護事業所で利用されており、毎月の保険請求に関わる重要なデータを取り扱うことから、データ保管のクラウド化を実施するなど、有事の際にもデータを利用できるよう対処しています。しかしながら、このような管理にもかかわらず、当社グループ役職員の操作過誤が生じた場合、又は不正アクセスによる破壊若しくは改ざん等の行為が生じた場合等、当社グループのITシステムの機能低下、誤作動や故障等の深刻な事態につながり補償等が必要となり、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(8) 海外分野に関するリスク

当社グループは、海外、特に人口の増加や経済発展により医療・ヘルスケア分野のニーズが急拡大しているアジア・オセアニア等を重点地域と位置付け、その一環として2015年10月にMIMSグループ持株会社Medica Asia (Holdco) Limitedの株式の60%を取得し、2018年9月に三井物産株式会社から当持株会社の全株式を取得し100%子会社化しました。

このような海外での事業展開においては、政治的要因（法制度や介護医療業界への規制、政情不安等）、経済的要因（為替、景気等）、文化的要因（文化、商習慣等）及び社会環境に関する予測し得ない要因等により、日本企業同士で行う国内事業以上に事業運営に難しさがあることを認識し、シンガポールに統括拠点を置き、日本本社と連携を取りながら、各国のカントリーリスクに留意した事業推進を行っています。しかしながら、当社グループがこのようなリスクに対処できない場合、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(9) 事業開発分野に関するリスク

事業開発分野においては、ヘルスケア領域におけるICTを活用し栄養士や産業医をはじめとした有資格者と連携し、特定保健指導サービスやリモート産業保健サービスを提供しており、サービス提供にあたりこれらの有資格者を確保することが当社の重要な経営課題となっています。しかしながら、今後、これらの有資格者との連携が難しくなった場合、当社グループはサービス提供継続に深刻な影響を受け、当社グループの事業活動及び業績に悪影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの連結財務諸表等は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表等の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項4. 会計方針に関する事項」に記載するとおりです。また、連結財務諸表等には、各引当金の計上及び繰延税金資産の回収可能性等将来に対する見積り等が含まれております。これらの見積りは過去の実績や趨勢に基づき、当連結会計年度末現在において可能な限り合理的に判断したものです。将来予期し得ない事象等の発生により、これらの見積りと結果とが異なる可能性があります。

(1) 経営成績の状況に関する分析・検討内容

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	増減額	増減率
売上高	26,611	30,836	4,225	15.9%
営業利益	4,021	4,743	721	17.9%
経常利益	5,007	5,979	972	19.4%
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,361	4,216	855	25.5%

当社グループは「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。介護、医療、ヘルスケア、シニアライフを高齢社会における事業領域として定義し、日本及びアジア・オセアニア等において、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザに情報をコアとした様々なサービスを提供しています。高齢社会を取り巻く人々を情報を介してサポートする情報インフラの構築を通じて高齢社会で生じる様々な課題を解消し、従事者・事業者・エンドユーザの生活の質の向上に貢献していきます。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は以下のとおりとなり、当社が重視する経営上の目標である当期純利益の継続的成長を達成しております。

売上高は、キャリア関連事業の拡大及び経営支援プラットフォーム「カイポケ」の会員数増加等により、30,836百万円（前期比15.9%増）となりました。

営業利益は、4,743百万円（前期比17.9%増）となりました。

経常利益は、持分法投資利益が増加し、5,979百万円（前期比19.4%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、4,216百万円（前期比25.5%増）となりました。

当社グループでは、キャリア・介護事業者・海外・事業開発の4分野を事業部門として開示しています。また、キャリア分野は介護キャリア・医療キャリアに細分化し開示しています。

<事業部門別売上高>

(単位：百万円)

事業部門	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	増減額	増減率
キャリア分野	16,863	20,398	3,534	21.0%
介護キャリア	5,836	7,974	2,138	36.6%
医療キャリア	11,027	12,423	1,395	12.7%
介護事業者分野	3,328	3,930	601	18.1%
海外分野	5,109	5,464	354	6.9%
事業開発分野	1,309	1,041	△268	△20.5%
合計	26,611	30,836	4,225	15.9%

<キャリア分野>

介護キャリアにおいては、介護職向け人材紹介サービス「カイゴジョブエージェント」がキャリアパートナーを大幅に増員し、大きく成長しました。

医療キャリアにおいては、看護師向け人材紹介サービス「ナース人材バンク」等が順調に成長しました。2017年11月に子会社化した、柔道整復師/あはき師向けにキャリア関連サービスを提供しているウィルワン社も、当社の集客・マッチングノウハウを適用することで人材紹介事業を中心に大きく成長しました。また、2018年10月より、人手不足が深刻で看護師、介護職等に続く成長余地が見込める保育士向けの人材紹介サービス「保育士人材バンク」を開始しました。

以上の結果、キャリア分野の当連結会計年度の売上高は、20,398百万円（前期比21.0%増）となりました。

<介護事業者分野>

介護事業者分野においては、「カイポケ」が順調に成長しました。会員数の増加に加え、スマートフォンやタブレット追加、ファクタリングサービス等の定額外のアドオンサービスの利用拡大が成長に寄与しました。

以上の結果、介護事業者分野の当連結会計年度の売上高は、3,930百万円（前期比18.1%増）となりました。

<海外分野>

海外分野においては、MIMSにおける医療・ヘルスケア関連事業者のマーケティング支援等の既存事業や、グローバルキャリアビジネスが順調に成長しました。2018年5月にフィリピンの看護師人材紹介会社であるMSR社を子会社化し、同国看護師のグローバルでの紹介を本格的に開始しました。また、2018年9月に三井物産株式会社からMIMSグループの持株会社であるMedica Asia (Holdco) Limited（本社所在地：英国）の全株式を取得し、MIMSの意思決定の迅速化および当社グループにおける一層のシナジー創出を図っています。

以上の結果、海外分野の当連結会計年度の売上高は、5,464百万円（前期比6.9%増）となりました。

<事業開発分野>

事業開発分野においては、看護師向け通販事業「ピュアナース」を2017年12月でサービス提供終了したことにより、前期比で減収となりました。一方、ヘルスケア領域におけるICTを活用した遠隔での特定保健指導・産業保健等のサービス、シニアライフ領域における高齢者向け食事宅配情報やリフォーム事業者情報等のサービスを中心に新規事業の開発が進みました。

以上の結果、事業開発分野の当連結会計年度の売上高は、1,041百万円（前期比20.5%減）となりました。

(2) 財政状態の状況に関する分析・検討内容

当連結会計年度末における総資産は、47,467百万円（前連結会計年度末比1,379百万円増）となりました。これは主に、業容の拡大による現金及び預金の増加、「カイポケ」におけるファクタリングサービスの利用事業者増による未収入金の増加によるものです。

負債は、31,928百万円（前連結会計年度末比9,482百万円増）となりました。これは主に、MIMSグループ完全子会社化に伴う長期借入金金の増加及び「カイポケ」におけるファクタリングサービスの利用事業者増による未払金の増加によるものです。

純資産は、15,539百万円（前連結会計年度末比8,102百万円減）となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益を計上した一方、MIMSグループの株式追加取得により資本剰余金、利益剰余金及び非支配株主持分が減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、9,890百万円（前連結会計年度末比1,122百万円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、5,156百万円の収入（前年同期は4,811百万円の収入）となりました。これは主に、業容の拡大により税金等調整前当期純利益が5,534百万円となったこと、MIMSグループの顧客関係資産の償却等により減価償却費が1,061百万円、のれん償却額が807百万円となったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,066百万円の支出（前年同期は2,095百万円の支出）となりました。これは主に、「カイボケ」等のシステム開発投資により無形固定資産の取得による支出が731百万円となったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、2,943百万円の支出（前年同期は1,107百万円の支出）となりました。これは主に、MIMSグループ完全子会社化に伴い長期借入れによる収入が10,953百万円、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出が11,453百万円となったこと、配当金の支払による支出が557百万円となったことによるものです。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性に関する2020年3月期の計画については、現時点で従来水準を大きく超える資本的支出は予定していません。通常の事業運営に必要な資金は手元資金で充当できる見通しです。

(4) 生産、受注及び販売の状況

① 生産実績

生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

② 受注実績

受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

③ 販売実績

「(1) 経営成績の状況に関する分析・検討内容」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は2018年9月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるMedica Asia (Holdco) Limitedの株式を追加取得し、完全子会社とすることについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

5 【研究開発活動】

当社グループでは、新規事業投資に係る費用の一部を研究開発費として計上しておりますが、金額が僅少のため、記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資額は948百万円です。

主な内容は、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイボケ」におけるソフトウェア投資及び業容拡大に伴う事業拠点拡充のための投資等です。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	敷金及び保 証金	合計	
本社・東京事業所 (東京都港区)	本社機能	63	79	497	639	456

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社の建物は賃借です。上記の建物の金額は、賃借中の建物に施した建物付帯設備の金額です。

3. 上記「敷金及び保証金」の金額は資産除去債務控除前の金額です。

4. 主要な賃借設備として次のものがあります。

事業所名	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
本社 (東京都港区)	本社機能	164

(注) 上記金額には消費税及び管理費等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

国内子会社における設備は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

在外子会社における設備は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	288,000,000
計	288,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年6月19日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商 品取引業協会名	内容
普通株式	86,998,800	86,998,800	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	86,998,800	86,998,800	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりです。なお、当社は2015年1月1日付及び2018年7月1日付にて、いずれも普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

新株予約権	第10回
取締役会決議年月日	2014年7月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	代表取締役 1名
新株予約権の数(個) ※	1,000
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※(注1)	400,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※(注2)	736
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年7月17日 至 2024年7月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 736 資本組入額 368
新株予約権の行使の条件 ※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注4)

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換または行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当社が合併等又は株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(注3) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要す。ただし、任期満了により退任した場合はこの限りでない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の相続はこれを認めない。

(注4) 組織再編に際して定める契約または計画等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

1. 合併(当社が消滅する場合に限る。)
 - 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
2. 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
3. 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
4. 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
5. 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社

新株予約権	第11回
取締役会決議年月日	2016年7月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役(社外取締役除く)3名
新株予約権の数(個) ※	180
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※(注1)	36,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※(注2)	1,205
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年7月20日 至 2026年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,205 資本組入額 603
新株予約権の行使の条件 ※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注4)

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

(注2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算定により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換または行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注3) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要す。ただし、任期満了により退任した場合はこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注4) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
2. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
3. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注1)に準じて決定する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注2)に定める払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後払込金額に(注4)3.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
5. 新株予約権の権利行使期間
上表に記載の残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に記載の残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下 a、bに準じて決定する。
 - a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
8. その他の新株予約権の行使の条件
(注3)に準じて決定する。
9. 新株予約権の取得事由及び条件
 - a. 再編対象会社が消滅会社となる合併契約、再編対象会社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、再編対象会社は、再編対象会社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - b. 新株予約権者が権利行使をする前に、(注3)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。
10. その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

新株予約権	第12回
取締役会決議年月日	2016年7月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役除く）3名 従業員 40名
新株予約権の数（個）※	2,040
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）※（注1）	408,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※（注2）	1,190
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年7月1日 至 2024年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,190 資本組入額 595
新株予約権の行使の条件 ※	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注4）

※ 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注1）付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

（注2）当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注3）新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、2019年3月期におけるEBITDAの額が、下記（a）乃至（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）EBITDAの額が4,977百万円を超過していること 行使可能割合10%

（b）EBITDAの額が6,462百万円を超過していること 行使可能割合50%

（c）EBITDAの額が8,216百万円を超過していること 行使可能割合100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関係会社の取締役または当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でないとき当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注4) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
2. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
3. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注1)に準じて決定する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注2)に定める払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後払込金額に(注4)3.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
5. 新株予約権を行使することができる期間
上表に記載の残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に記載の残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下 a、bに準じて決定する。
 - a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
8. その他新株予約権の行使の条件
(注3)に準じて決定する。
9. 新株予約権の取得事由及び条件
 - a. 再編対象会社が消滅会社となる合併契約、再編対象会社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、再編対象会社は、再編対象会社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - b. 新株予約権者が権利行使をする前に、(注3)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。
10. その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

新株予約権	第13回
取締役会決議年月日	2017年5月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（社外取締役除く）2名 従業員 44名
新株予約権の数（個） ※	1,580
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株） ※（注1）	316,000
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※（注2）	1,528
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年7月1日 至 2025年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,528 資本組入額 764
新株予約権の行使の条件 ※	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注4）

※ 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2019年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注1）付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

（注2）当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（注3）新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、2020年3月期における営業利益の額が、下記（a）乃至（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）営業利益の額が4,853百万円を超過していること 行使可能割合10%

（b）営業利益の額が6,301百万円を超過していること 行使可能割合50%

（c）営業利益の額が8,011百万円を超過していること 行使可能割合100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関係会社の取締役または当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でない当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注4) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
2. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
3. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注1)に準じて決定する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注2)に定める払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後払込金額に(注4)3.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
5. 新株予約権を行使することができる期間
上表に記載の残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に記載の残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下 a、bに準じて決定する。
 - a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
8. その他新株予約権の行使の条件
(注3)に準じて決定する。
9. 新株予約権の取得事由及び条件
 - a. 再編対象会社が消滅会社となる合併契約、再編対象会社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、再編対象会社は、再編対象会社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - b. 新株予約権者が権利行使をする前に、(注3)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。
10. その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

新株予約権	第14回
取締役会決議年月日	2018年7月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役(社外取締役除く)2名 従業員 45名
新株予約権の数(個) ※	1,800
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※(注1)	180,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※(注2)	1,978
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年7月1日 至 2026年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,978 資本組入額 989
新株予約権の行使の条件 ※	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注4)

※ 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注1) 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

(注2) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込価額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注3) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、2021年3月期におけるEBITDAの額が、下記(a)乃至(c)に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を権利行使することができる。

(a) EBITDAの額が7,670百万円を超過していること 行使可能割合10%

(b) EBITDAの額が8,764百万円を超過していること 行使可能割合50%

(c) EBITDAの額が9,958百万円を超過していること 行使可能割合100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額ならびに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関係会社の取締役または当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(注4) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
2. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
3. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注1)に準じて決定する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注2)に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注4)3.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
5. 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表に定める残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下 a, bに準じて決定する。
 - a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から、上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
8. その他新株予約権の行使の条件
上記(注3)に準じて決定する。
9. 新株予約権の取得事由及び条件
 - a. 再編対象会社が消滅会社となる合併契約、再編対象会社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、再編対象会社は、再編対象会社の取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - b. 新株予約権者が権利行使をする前に、(注3)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。
10. その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2014年4月1日 ～ 2015年3月31日 (注1)	8,400	20,943,600	0	304	0	279
2015年1月1日 (注2)	20,943,600	41,887,200	-	304	-	279
2016年4月1日 ～ 2017年3月31日 (注1)	25,600	41,912,800	4	308	4	283
2016年12月21日 (注3)	1,469,800	43,382,600	1,844	2,153	1,844	2,128
2017年4月1日 ～ 2018年3月31日 (注1)	38,400	43,421,000	14	2,167	14	2,142
2018年7月1日 (注4)	43,421,000	86,842,000	-	2,167	-	2,142
2018年4月1日 ～ 2019年3月31日 (注1)	156,800	86,998,800	41	2,208	41	2,183

(注1) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものです。

(注2) 2015年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割いたしました。

(注3) 有償一般募集（海外募集における新株式発行）

発行価額 2,623円
引受価額 2,510.16円
資本組入額 1,255.08円
払込金総額 3,689百万円

(注4) 2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割いたしました。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	27	21	49	228	6	4,729	5,060	-
所有株式数 (単元)	-	311,157	6,054	111,735	378,891	18	62,032	869,887	10,100
所有株式数の割合 (%)	-	35.77%	0.70%	12.84%	43.56%	0.00%	7.13%	100.00	-

(注) 自己株式372株は、「個人その他」に3単元及び「単元未満株式の状況」に72株を含めて記載しております。なお、2019年3月31日現在における自己株式の実保有株式数は、株主名簿上の自己株式数と同じく372株です。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
MORO合同会社	東京都千代田区紀尾井町3-31-705号	15,727,318	18.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,610,400	8.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	7,497,600	8.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,747,700	5.45
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM 常任代理人 香港上海銀行東京支店	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	2,600,200	2.98
アズワン株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀2丁目1-27	2,404,000	2.76
第一生命保険株式会社 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1 (中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	2,366,200	2.71
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDUCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	2,100,200	2.41
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海トリトンスクエアタワーZ	2,095,200	2.40
TMAM-GO JAPAN ENGAGEMENT FUND 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	26 THROGMORTEN STREET, LONDON, EC2N 2AN, UK (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	1,472,700	1.69
計	—	48,621,518	55.88

(注) 1. 上記のほか、2019年3月31日時点で自己株式が372株あります。

2. ワサッチ・アドバイザーズ・インクから2018年5月2日付で提出された変更報告書により、2018年4月27日時点で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当社は2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、保有株券等の数は当該分割を考慮した株数を記載しています。また、株券等保有割合は、2019年3月31日時点の発行済株式総数をもとに算出しております。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
ワサッチ・アドバイザーズ・インク (Wasatch Advisors, Inc.)	505 Wakara Way, 3rd Floor, Salt Lake City, UT 84108, U.S.A.	4,327,692	4.97

3. エフエムアール エルエルシー (FMR LLC) から2018年10月5日付で提出された変更報告書により、2018年9月28日時点で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、株券等保有割合は、2019年3月31日時点の発行済株式総数をもとに算出しております。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA	3,495,870	4.01

4. フィデリティ投信株式会社から2018年11月7日付で提出された変更報告書により、2018年10月31日時点で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、株券等保有割合は、2019年3月31日時点の発行済株式総数をもとに算出しております。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	7,448,900	8.56

5. みずほ証券株式会社及びアセットマネジメントOne株式会社から2018年12月7日付で提出された変更報告書により、2018年11月30日時点で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、株券等保有割合は、2019年3月31日時点の発行済株式総数をもとに算出しております。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
みずほ証券 株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	599,700	0.68
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	5,428,400	6.23

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 300	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 86,988,400	869,884	—
単元未満株式	普通株式 10,100	—	—
発行済株式総数	86,998,800	—	—
総株主の議決権	—	869,884	—

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
株式会社エス・エム・エス	東京都港区芝公園 二丁目11番1号	300	—	300	0.00
計	—	300	—	300	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	62	131,327
当期間における取得自己株式	46	95,082

(注) 1. 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

2. 当社は、2018年7月1日付で普通株式につき普通株式2株の割合で株式分割を実施しておりますが、当事業年度において当該株式分割以前の自己株式の取得はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	372	-	418	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

2. 2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、当事業年度における保有自己株式数は、株式分割による増加155株を含んでおります。

3 【配当政策】

当社グループは、成長への投資を優先した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施と金額を決定することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これら剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。

内部留保金の使途につきましては、既存事業の更なる拡大と積極的な新規事業の開発・育成のための投資資金等に充当する予定です。

当事業年度においては、利益還元として株主配当を実施できる状況にあると判断いたしました。当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2019年6月19日 定時株主総会	652	7.5

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び企業統治の体制

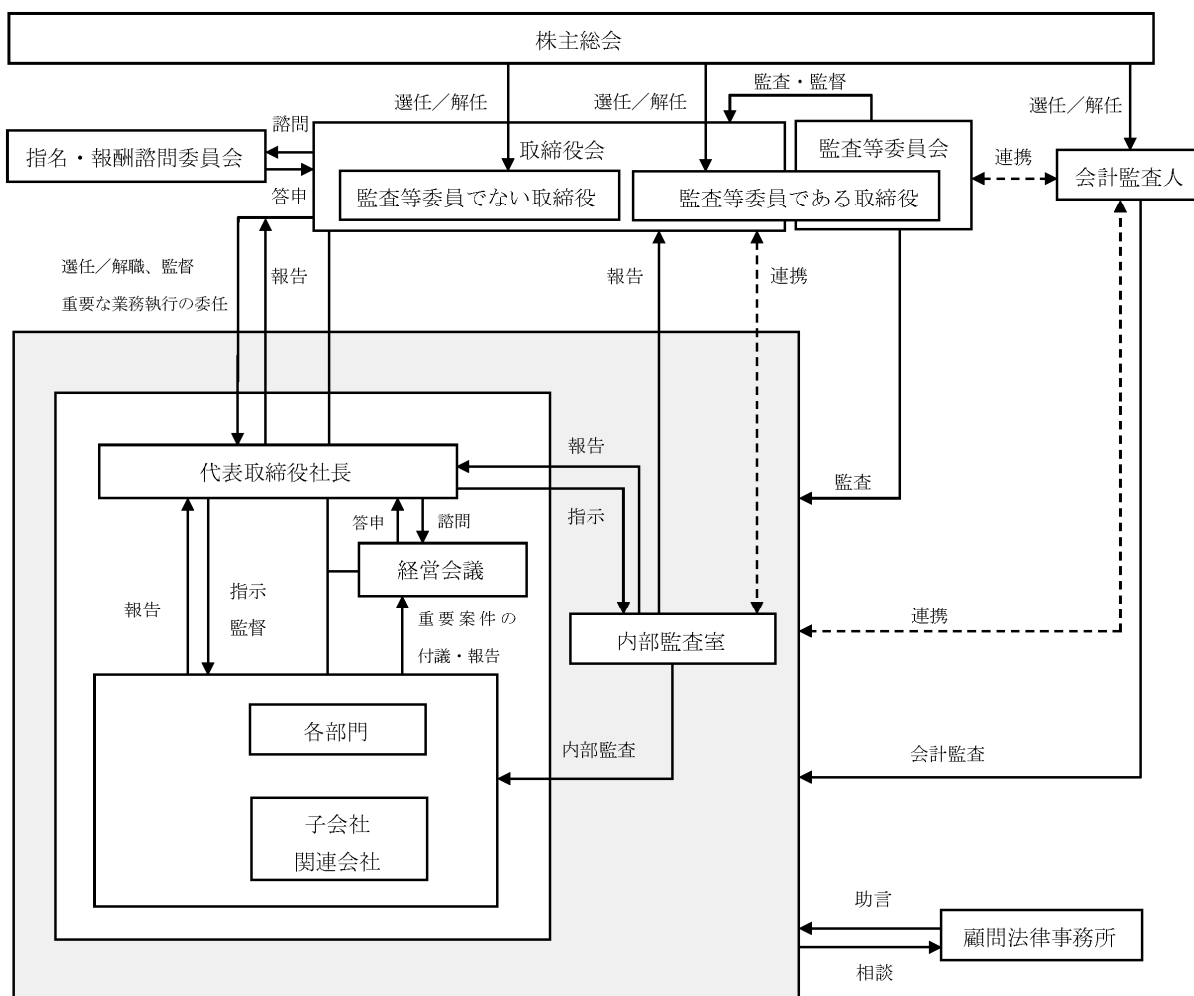
(a) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」というグループミッションのもと、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等全てのステークホルダーに価値を提供することで、持続的な成長と長期的な企業価値の向上を実現していきます。当社グループの事業領域である介護・医療・ヘルスケア・シニアライフの市場は、加速度的に成長し、非常に変化が激しいため、迅速で果敢な経営判断を適時適切に行っていく必要があります。同時に、全てのステークホルダーの信頼を得られる透明性と公正性を伴う健全な経営体制の構築が不可欠です。

コーポレート・ガバナンスは、透明・公正かつ迅速・果敢な経営の意思決定を実現するための仕組みであり、グループミッション実現と企業価値向上のためには、実効性のあるコーポレート・ガバナンスの実現が重要であると考えています。

(b) 企業統治の体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制（企業統治に関して当社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要は次のとおりです。



また、企業統治に関して当社が任意に設置する委員会その他これに類するものは次のとおりです。

設置する機関の名称	目的、権限	構成員の氏名及び役職名 (当該機関の長は各欄の一番上に記載)
取締役会	当社グループの全社戦略を策定し、グループ運営上の重要な意思決定を行う。	代表取締役社長 後藤 夏樹 取締役 杉崎 政人 独立社外取締役（監査等委員長）松林 智紀 独立社外取締役（監査等委員）伍藤 忠春 独立社外取締役（監査等委員）伊藤 耕一郎
経営会議	代表取締役社長の諮問機関 重要な業務執行に関する事項について協議し、経営情報の共有を図ることで、意思決定の精度向上と経営の効率化を図る。	代表取締役社長 後藤 夏樹 取締役 杉崎 政人 執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者
監査等委員会	監査計画に基づいた監査を実施する。	独立社外取締役（監査等委員長）松林 智紀 独立社外取締役（監査等委員）伍藤 忠春 独立社外取締役（監査等委員）伊藤 耕一郎
指名・報酬諮問委員会	取締役会の諮問機関 役員を選任・役員報酬の決定に関する諮問を受けて審議・答申を行う。	代表取締役社長 後藤 夏樹 独立社外取締役（監査等委員長）松林 智紀 独立社外取締役（監査等委員）伊藤 耕一郎

(c) 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図ることを目的として、2016年6月24日開催の第13期定時株主総会において定款の一部を変更し、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。それにより、取締役会から代表取締役等に対し業務執行に係る権限を委譲することで迅速で果敢な経営判断を促し、取締役会においては経営戦略及び経営課題に関する議論等、より大局的・実質的な議論を行うとともに、業務執行に対する監督機能の強化を図っています。また、監査等委員会においては、取締役会の議決権を有する監査等委員（いずれも独立社外取締役）が監査を行うことにより、監査・監督の実効性の向上を図っています。加えて、取締役の指名、経営陣幹部の選定・解職及び監査等委員でない取締役の報酬決定における客観性・公正性・透明性の確保を目的として、2018年12月に任意の指名・報酬諮問委員会を設置しました。

当社における業務執行上の重要な意思決定の多くは、取締役会及び経営会議に集約されています。社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される取締役会を定例では原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。その他重要事項に関し、経営判断を補完する目的で、監査等委員でない取締役、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者で構成される経営会議を原則週1回開催し、取締役会規程及び経営会議規程、職務権限規程等に基づき、業務執行に係る意思決定を行うと共に、業務執行状況の確認を行っています。また、経営会議には必要に応じて監査等委員である取締役がオブザーバーとして参加しています。

監査等委員である取締役は、監査等委員会が定めた監査の方針、業務分担に従い、監査等委員でない取締役・従業員等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧しています。また、会計監査人、内部監査部門等と緊密に連携することで、企業経営の効率性の維持・向上、適法性の確保に努めています。そのため、当該体制によって経営の客観性を確保できていると考えています。

当社は取締役の意思決定及び業務執行が合理的に行われ、監査・監督が十分に機能し、コーポレート・ガバナンスがより一層強化されると判断したため、現状の体制を採用いたしました。

(d) 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備のため、下記のとおり内部統制基本方針を定めています。取締役会は、内部統制基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、適法かつ効率的な業務の執行体制を維持しています。なお、最終改定は2018年12月19日開催の取締役会にて決議しています。

a. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）においてその徹底と継続的改善を図るため、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。

- ロ． 当社は、法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口及び顧問弁護士事務所を情報受領者とするグループ内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
 - ハ． 当社は、コンプライアンスを含むリスクマネジメントに係る規程を定め、リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるコンプライアンス対応を組織横断的に統括する。コンプライアンス対応活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
 - ニ． 内部監査部門は、当社グループにおける、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - ホ． 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ． 当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法等を規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料と共に保存する。
 - ロ． 当社は、取締役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。
- c. 当社の損失の危険管理に関する規程その他の体制
- イ． 当社は、当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、影響、発生可能性を鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
 - ロ． 当社のリスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおける情報セキュリティを始めとしたリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る重要な意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
 - ハ． 当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社グループにおける対応方針を規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。
- d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ． 当社は、効率的かつ機動的な業務執行とそのモニタリングの強化を図るために、ガバナンスの形態として監査等委員会設置会社を選択する。
 - ロ． 当社は、効率的かつ機動的な業務執行のために、取締役会の権限の一部を代表取締役社長等へ委譲し、その権限を必要に応じて執行役員、各部門責任者等へ委譲する。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、各部門と業務進捗会議を定期的実施することにより迅速な情報共有を行い、適時適切な経営判断を行う。役職員の職務、権限及び責任等については、業務分掌及び職務権限等に関する規程において定める。
 - ハ． 当社取締役会は、当社グループの全社戦略を策定し、グループ運営上の重要な意思決定を行う。また、各部門又は各子会社は、全社戦略を踏まえて自部門又は自社の戦略を策定する。当社取締役会は、その進捗状況を定期的にモニタリングすることにより、全社戦略の実行を担保する。
 - ニ． 当社は、代表取締役社長の諮問機関として経営会議を設置する。経営会議は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、定期的開催される。経営会議においては、重要な業務執行に関する事項について協議し、経営情報の共有を図ることで、経営の効率化を進める。
 - ホ． 当社コーポレート部門は、経営企画、財務企画、経営インフラ、人材開発、リスクマネジメントの各領域で、取締役会及び経営会議の意思決定と各部門及び各子会社の戦略実行をサポートする。重要な子会社においても同様の体制を構築し、当社コーポレート部門と連携の上で、各子会社の事業戦略に最適化したサポートを実施する。
- e. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ． 当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とすると共に、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。
 - ロ． 当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また、子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
 - ハ． 当社が設置する内部通報窓口は、国内当社グループの全ての役員及び使用人が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
 - ニ． 内部監査部門は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。

- f. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 当社の監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助する。
 - ロ. 監査等委員会の職務を補助する内部監査部門の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。
 - ハ. 監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。

- g. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - イ. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査役及び使用人は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、コーポレート部門が支援を行う。
 - ロ. 内部監査部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、内部通報の状況その他活動状況の報告を行うものとする。

- h. 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当社グループは、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分や配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行わないことを、「内部通報者保護規程」に明記する。

- i. 当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに関する方針に関する事項
 - イ. 当社は、監査等委員及び監査等委員会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は期初に予算化し、計画外の費用については、監査職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。

- j. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの説明を受ける。
 - ロ. 監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整をはかり、連携して監査を行う。また、監査等委員会は代表取締役及び会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しています。

③ 特別取締役による取締役会の決議制度の内容

該当する事項はありません。

④ その他

(a) 取締役の定数

当社の取締役は、監査等委員でない取締役は9名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めています。

(b) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

(c) 取締役等の責任免除

当社は、取締役が職務を遂行するに当たり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議によって、取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める限度額までに限定することができる旨を定款に定めています。また、監査等委員会設置会社への移行以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、監査役であった者の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています

(d) 自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議によって、自己の株式を取得できる旨を定款に定めています。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものです。

(e) 剰余金の配当

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

(f) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男5名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株) (注1)
代表取締役社長	後藤 夏樹	1976年2月25日生	2004年4月 アイ・ビー・エム ビジネスコンサルティングサービス(株) (現日本アイ・ビー・エム(株) 入社 2007年5月 (株)ペイカレントコンサルティング入社 2007年12月 当社入社 2008年4月 当社経営企画室長就任 2009年3月 当社管理本部長就任 2009年6月 当社取締役就任 2013年4月 当社海外事業本部長就任 2014年4月 当社代表取締役社長就任 (現任) 当社介護事業本部長就任 2017年4月 当社事業開発本部長就任 (重要な兼職の状況) エムスリーキャリア(株)取締役	(注2)	139,287
取締役 経営管理本部長	杉崎 政人	1975年10月15日生	1998年4月 三井リース事業(株) (現JA三井リース(株) 入社 2004年3月 (株)アッカ・ネットワークス (現ソフトバンク(株) 入社 2009年4月 当社入社 2009年10月 当社総務部長就任 2011年4月 当社経営管理部長就任 2015年4月 当社経営管理本部長就任 (現任) 2016年6月 当社取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) エムスリーキャリア(株)監査役	(注2)	36,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株) (注1)
取締役 (監査等委員) 監査等委員長	松林 智紀	1973年2月5日生	2000年4月 田辺総合法律事務所入所 2002年7月 日本銀行入行 2004年2月 田辺総合法律事務所復帰 2007年11月 当社社外取締役就任 2007年12月 田辺総合法律事務所パートナー就任 2010年6月 当社非常勤監査役就任 2016年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2017年3月 のぞみ総合法律事務所入所 2018年4月 のぞみ総合法律事務所パートナー(現任) (重要な兼職の状況) のぞみ総合法律事務所パートナー	(注3, 4)	479
取締役 (監査等委員)	伍藤 忠春	1950年1月9日生	1973年4月 厚生省(現厚生労働省)入省 2003年8月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長就任 2005年11月 一般財団法人長寿社会開発センター理事長就任 2007年11月 当社社外取締役就任 2010年9月 日本製薬工業協会理事長就任(現任) 2016年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) 日本製薬工業協会理事長	(注3, 4)	8,432
取締役 (監査等委員)	伊藤 耕一郎	1972年9月26日生	1997年4月 ゴールドマン・サックス証券(株)東京支店入社 2005年11月 税理士法人中央青山(現PwC税理士法人)入社 2011年5月 伊藤国際会計税務事務所開業(現任) 2012年1月 ノベル国際コンサルティング有限責任事業組合 パートナー(現任) 2014年2月 Bridge Capital Asset Management(株)監査役 (現任) 2016年5月 アクトアドバイザーズ(株)取締役(現任) 2017年2月 VISITS Technologies(株)監査役(現任) 2018年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現在) (重要な兼職の状況) 伊藤国際会計税務事務所	(注3, 4)	-
計					184,199

(注1) 所有株式は、2019年3月末現在の株式数で、いずれも普通株式であり、持株会での持分が含まれておりません。

(注2) 監査等委員でない取締役の任期は、2019年6月19日開催の定時株主総会の終結のときから2020年3月期に係る定時株主総会の終結のときまでとなります。

(注3) 監査等委員である取締役の任期は、2018年6月21日開催の定時株主総会の終結のときから2020年3月期に係る定時株主総会の終結のときまでとなります。

(注4) 監査等委員である取締役松林智紀、伍藤忠春、伊藤耕一郎は、社外取締役です。

(注) 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を1名選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は以下のとおりです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
補欠取締役 (監査等委員)	-	矢野 拓也	1979年4月20日生	2002年10月 中央青山監査法人入社 2006年11月 日興プリンシパル・インベストメンツ(株)入社 2009年6月 矢野公認会計士事務所・矢野拓也税理士事務所開業 2009年9月 (株)スマイルスタッフ監査役 2010年1月 サン共同会計事務所代表パートナー 2010年3月 アクトアドバイザーズ(株)代表取締役(現任) 2011年7月 (株)DoCLASSE入社 2012年3月 (株)朝日アドテック監査役(現任) 2013年10月 (株)FNC MUSIC JAPAN INC. 監査役(現任) 2013年11月 (株)アイジェット取締役 2014年12月 (株)マーキュリーファイナンシャルブレイン代表取締役 2015年1月 東日興産(株)監査役(現任) 2015年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員) 2016年6月 アクトアドバイザーズ会計事務所代表(現任) 2018年2月 アクトアドバイザーズ税理士法人代表社員(現任)	-
				(重要な兼職の状況) アクトアドバイザーズ株式会社代表取締役 アクトアドバイザーズ会計事務所代表 アクトアドバイザーズ税理士法人代表社員	

② 社外取締役の員数及び提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

(a) 社外取締役の員数

当社の社外取締役は3名であり、いずれも監査等委員である取締役です。

(b) 社外取締役と提出会社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

社外取締役松林智紀は、当社株式を479株保有していますが、それ以外の人的、資本的、取引関係等の利害関係はありません。なお、当社は同氏の以前の所属先である田辺総合法律事務所と法律顧問契約を締結していますが、a. 同氏は、2007年11月に当社社外取締役に就任した後は同法律事務所において当社の依頼案件に関与していなかったこと、b. 同氏は、2017年2月末に同法律事務所を退所していること、c. 当社グループと同法律事務所との契約金額はいずれの事業年度においても当社グループ及び同法律事務所それぞれの年間連結総売上高に対し1%未満かつ1,000万円未満であることを確認しております。

社外取締役伍藤忠春は、当社株式を8,432株保有していますが、それ以外の人的、資本的、取引関係等の利害関係はありません。

社外取締役伊藤耕一郎は、当社と人的、資本的、取引関係等の利害関係はありません。

③ 社外取締役が果たす機能・役割、独立性の基準・方針の内容、選任状況に関する考え方

(a) 社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割は、社内出身者とは異なる経歴・知識・経験等に基づき、より視野の広い独立した立場から、会社の重要な意思決定に参加し、その決定プロセスについて確認・助言を行い、経営陣に対する実効的な監視監督を行うことです。さらに、当社の社外取締役は全員監査等委員である取締役であり、監査等委員会の構成員として必要な監査を行っています。

また、社外取締役の独立性については、上述のとおり、当社と人的関係及び役員が関与した取引関係はなく、また資本的関係に関しても、主要株主ではなく、さらに一般株主と利益が相反しないことをその要件として考えており、現任の3名については上記要件を満たしており、独立性は確保されていると考えています。

なお、社外取締役松林智紀は、弁護士として長年活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。社外取締役伍藤忠春は、厚生労働省在籍時の知見及び現在の日本製薬工業協会理事長職を通じ、介護、医療分野等、当社の事業環境への深い理解と見識を有しています。社外取締役伊藤耕一郎は、公認会計士・税理士として長年活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。

(b) 独立性の基準・方針の内容

当社は、社外取締役を独立役員として指定する要件として、独立性を客観的に判断するための基準を以下のとおり定め、社外取締役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には、当社にとって十分な独立性を有するものと判断します。

- a. 当社グループの業務執行者又は過去5年間に於いて業務執行者であった者
- b. 当社グループの取引先で、直近事業年度における当該取引先に対する当社グループの売上高が当社グループの年間連結総売上高の1%を超える取引先又はその業務執行者
- c. 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当社グループに対する売上高がその者の年間連結総売上高の1%を超える者又はその業務執行者
- d. 当社グループから役員報酬以外に1,000万円を超える金額・その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方いずれかの年間連結総売上高の1%超若しくは1,000万円超）
- e. 当社グループの主要借入先（資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）又はその業務執行者
- f. 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
- g. 当社グループから直近事業年度において1,000万円を超える寄付を受けている者
- h. 当社グループの会計監査人又はその業務執行者等として当社グループの監査業務を担当している公認会計士
- i. 当社グループとの間で相互に取締役を派遣している会社の業務執行者
- j. 過去3年間のいずれかの時点において、上記b. からi. までのいずれかに該当していた者
- k. 上記a. からj. までのいずれかに該当する者（ただし、e. からh. までに關しては、重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等以内の親族
- l. 上記a. からk. までのほか、一般株主と利益相反が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由がある者

(c) 社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方

当社の社外取締役は、高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能及び役割を十分に果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えています。

④ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は全員が監査等委員会の構成員であり、内部監査、会計監査との相互連携については、「(3) 監査の状況 ②内部監査の状況等 (b) 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらと内部統制部門との関係」に記載の通りです。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、社外取締役3名にて構成されています。監査等委員である取締役はそれぞれ、当社の事業環境への深い理解と見識がある者、法律の専門家、税務及び会計の専門家といった各分野の専門家を選任しており、また、一般株主と利益が相反するような事情のない者を選任しています。

監査等委員である取締役は、監査等委員会で定められた監査方針、監査計画に基づき、業務・財産の状況等の調査を通じ業務執行取締役の職務執行の監査を行っています。また、経営会議その他の重要な会議に必要なに応じ出席し意見を述べると共に、重要な稟議書等の決裁書類及び関係資料の閲覧等を行い、監査を実施しています。監査等委員会は原則月1回開催し、相互に適宜連絡・連携することにより、組織運営において顕在化しにくい様々なリスク等に関して、業務執行から独立した監査を行っています。

② 内部監査の状況等

(a) 内部監査の組織、人員及び手続

代表取締役社長直轄の内部監査部門（5名）は、各部門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画等に基づき内部監査を実施し、監査結果を各取締役及び監査等委員会に報告しています。代表取締役社長は被監査部門に対して、監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について書面により報告を行わせることにより、内部監査の実効性を確保しています。

(b) 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらと内部統制部門との関係

内部監査部門は、監査等委員会の職務を補助するとともに、月次で会合をもち、監査計画をはじめ、監査結果や進捗状況を報告し、意見及び情報の交換を行うほか、内部通報制度の運用状況を報告する等、相互連携を図っています。また、会計監査人とは主に金融商品取引法に基づく内部統制監査に関して意見及び情報の交換を行う等、監査の有効性・効率性を高めるため、密に連携を図っています。

監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整を図り、連携して監査を行います。また、会計監査人から四半期ごとに監査結果の報告を受けるほか、適時に会計監査人と会合をもち、意見及び情報の交換を行う等、相互に連携を図っています。

また、内部統制部門は、これらの監査により指摘を受けた事項について検討し、必要な対応を図っています。

③ 会計監査の状況

(a) 監査法人の名称、業務を執行した公認会計士の氏名及び補助者の構成

会計監査におきましては、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しています。会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員	野元 寿文	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員	脇本 恵一	

(注) 継続監査年数については、両名とも7年以内であるため、記載を省略しています。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 15名 その他 37名

(b) 監査公認会計士等を選定した理由(解任又は不再任の決定の方針含む。)

当社は、EY新日本有限責任監査法人が、海外にネットワークを有しており海外子会社を含めてグローバルで連携した監査対応が可能であること、当社の業務に精通して実効的な監査を実施できることなどから、同監査法人を監査公認会計士等を選定しております。

なお、当社の監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会社法344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。また、当社の監査等委員会は、監査公認会計士等が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該監査公認会計士等を解任し又は不再任とします。

(c) 監査公認会計士等の異動に関する事項

該当する事項はありません。

(d) 監査等委員会が監査公認会計士等又は会計監査人の評価を行った場合、その旨及びその内容

当社監査等委員会は、監査公認会計士等であるEY新日本有限責任監査法人について、監査法人の概要、欠格事由の有無、会計監査人の独立性に関する事項その他職務の遂行に関する事項、監査法人における社員のローテーションや交代時の引継ぎ等の体制、監査法人の内部管理体制及び監査報酬の水準等の事項について、内部監査部門及び財務経理部門とも意見交換の上で、同監査法人を解任又は不再任とすべき事由は見当たらず、再任とすることが妥当であるとの評価を行いました。

(e) 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(2019年1月31日内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f)iからiiiの規定に経過措置を適用しています。

a. 監査公認会計士等の報酬の内容、非監査業務の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	37	—	40	—
連結子会社	1	—	—	—
計	39	—	40	—

b. その他重要な報酬の内容

連結子会社から、当社の監査公認会計士等であるEY新日本有限責任監査法人と同一のネットワークに属するアーンスト・アンド・ヤングに対する報酬は、前連結会計年度は監査報酬額9百万円、当連結会計年度は監査報酬額10百万円であります。

c. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査に係る日数や、その人員構成の適正性を監査公認会計士等と協議の上、合理的な見積りをもって決定しております。

d. 監査等委員会が監査報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、監査等委員会が会社法第399条第1項及び第3項の同意をした理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、本監査報酬が妥当な水準と認められたためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員報酬の内容

- (a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当社の取締役に対する報酬等の額は次のとおりです。

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金等	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く。)	133	133	0	0	2
社外役員	19	19	0	0	4

(注) 1. 当社の社外役員は全員が監査等委員であり、かつ、社外役員でない監査等委員は存在しないため、社外役員の欄に、該当する者の報酬等の額を記載しております。

2. 社外役員の報酬等の額には、2018年6月21日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

- (b) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

- a. 当社は、2016年6月24日開催の第13期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額200百万円（定款上の員数：9名以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額100百万円（定款上の員数：5名以内）とする旨を決議しております。
- b. 当社は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の金額及び支払時期の決定について、取締役会の決議により、上記aの報酬限度額の範囲内で代表取締役後藤夏樹に一任しております。監査等委員である取締役の報酬の金額及び支払時期の決定については、監査等委員である取締役全員の協議により、上記aの報酬限度額の範囲内で監査等委員長松林智紀に一任しております。
- c. 当社は、2018年12月に指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項については、上記bで代表取締役に一任されたものについても含めて、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を経て決定されます。指名・報酬諮問委員会は、委員長である代表取締役1名と独立社外取締役2名（いずれも監査等委員）の合計3名によって構成されており、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって決議を行うこととしております。
- d. 当社は、上述のとおり、指名・報酬諮問委員会を2018年12月に設置しているため、2018年度の実績（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項については、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を経ておりません。2019年度の実績（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の算定方法及び支払時期について原案の諮問を受け、審議の上で、全会一致により原案を承認しております。なお、委員長である後藤夏樹は、自らの報酬については、特別利害関係人に該当するため、議決に加わっておりません。
- e. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は次のとおりです。
イ. 当社と業績や業容等が近い企業の役員報酬額をベンチマークとして報酬の固定額を決定し、次年度以降の報酬の固定額については、利益成長率等をベースとして、一定のテーブルに当てはめて決定することとしております。
ロ. ストックオプションについては、必要に応じて指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を経て、付与を決定する場合があります。
- f. 当社の役員の報酬等に業績連動報酬は含まれておりません。

(5) 【株式の保有状況】

当社は、純投資目的（専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするもの）での投資を行わない方針であることから、当社が貸借対照表に計上した投資株式は、全て保有目的が純投資目的以外の目的であるものとなっています。

当社が保有する投資株式は、全て非上場株式であり、銘柄数は3銘柄、貸借対照表計上額の合計額は6百万円です。また、いずれの銘柄についても、前事業年度における株式数から変動はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付をもってEY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

3 連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みとして、会計基準等の内容を適切かつ適宜把握する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報収集に努めるとともに、監査法人等の主催する会計基準等に関するセミナーに適宜参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,515	10,703
売掛金	4,308	4,323
商品及び製品	50	1
仕掛品	29	13
貯蔵品	20	36
未収入金	3,474	4,478
前払費用	571	634
その他	12	46
貸倒引当金	△224	△114
流動資産合計	17,759	20,123
固定資産		
有形固定資産		
建物	413	459
減価償却累計額	△252	△276
建物（純額）	160	183
工具、器具及び備品	687	749
減価償却累計額	△454	△498
工具、器具及び備品（純額）	233	251
機械装置及び運搬具	39	42
減価償却累計額	△27	△30
機械装置及び運搬具（純額）	11	12
有形固定資産合計	405	447
無形固定資産		
のれん	11,539	10,574
ソフトウェア	1,382	1,174
商標権	9,412	9,246
顧客関係資産	2,368	2,088
その他	0	0
無形固定資産合計	24,703	23,083
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 1,721	※ 2,048
繰延税金資産	730	855
敷金及び保証金	746	880
その他	20	30
投資その他の資産合計	3,219	3,814
固定資産合計	28,328	27,344
資産合計	46,087	47,467

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	292	353
短期借入金	8	—
1年内返済予定の長期借入金	1,395	2,487
未払金	5,061	6,064
未払費用	289	529
未払法人税等	1,068	623
未払消費税等	406	435
前受金	1,183	583
預り金	70	78
賞与引当金	445	481
返金引当金	153	227
その他	22	24
流動負債合計	10,400	11,891
固定負債		
長期借入金	9,690	17,632
退職給付に係る負債	160	311
繰延税金負債	2,175	2,078
その他	19	13
固定負債合計	12,046	20,037
負債合計	22,446	31,928
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,167	2,208
資本剰余金	3,965	13
利益剰余金	14,545	14,971
自己株式	△0	△0
株主資本合計	20,677	17,193
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
為替換算調整勘定	△1,423	△1,834
その他の包括利益累計額合計	△1,423	△1,833
新株予約権	135	179
非支配株主持分	4,252	—
純資産合計	23,641	15,539
負債純資産合計	46,087	47,467

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	26,611	30,836
売上原価	3,289	3,535
売上総利益	23,322	27,301
販売費及び一般管理費	※1 19,300	※1 22,558
営業利益	4,021	4,743
営業外収益		
為替差益	29	—
受取利息	8	11
持分法による投資利益	950	1,352
その他	58	66
営業外収益合計	1,047	1,430
営業外費用		
為替差損	—	51
支払利息	48	66
アレンジメントフィー	—	46
その他	13	30
営業外費用合計	61	194
経常利益	5,007	5,979
特別利益		
固定資産売却益	5	1
子会社清算益	—	6
特別利益合計	5	8
特別損失		
減損損失	3	—
関係会社株式売却損	※2 28	※2 —
固定資産除売却損	※3 31	※3 165
投資有価証券評価損	19	4
事業撤退損	※4 14	※4 233
その他	—	49
特別損失合計	98	453
税金等調整前当期純利益	4,914	5,534
法人税、住民税及び事業税	1,707	1,564
法人税等調整額	△299	△221
法人税等合計	1,408	1,342
当期純利益	3,506	4,191
非支配株主に帰属する当期純利益	145	△25
親会社株主に帰属する当期純利益	3,361	4,216

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	3,506	4,191
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	0
為替換算調整勘定	△800	△399
持分法適用会社に対する持分相当額	△25	△3
その他の包括利益合計	※ △825	※ △402
包括利益	2,680	3,788
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,776	3,806
非支配株主に係る包括利益	△95	△17

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,153	4,148	11,662	△0	17,963
当期変動額					
新株の発行	14	14	－	－	29
剰余金の配当	－	－	△478	－	△478
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	3,361	－	3,361
連結範囲の変動に伴う剰余金の増減	－	△197	－	－	△197
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	14	△183	2,882	△0	2,713
当期末残高	2,167	3,965	14,545	△0	20,677

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	0	△838	△838	110	4,347	21,583
当期変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	29
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△478
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	3,361
連結範囲の変動に伴う剰余金の増減	－	－	－	－	－	△197
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	－	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△584	△584	25	△95	△655
当期変動額合計	△0	△584	△584	25	△95	2,058
当期末残高	0	△1,423	△1,423	135	4,252	23,641

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,167	3,965	14,545	△0	20,677
当期変動額					
新株の発行	41	41	—	—	82
剰余金の配当	—	—	△564	—	△564
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	4,216	—	4,216
連結範囲の変動に伴う剰余金の増減	—	—	—	—	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△3,992	△3,225	—	△7,218
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	41	△3,951	426	△0	△3,484
当期末残高	2,208	13	14,971	△0	17,193

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	0	△1,423	△1,423	135	4,252	23,641
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	82
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△564
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	4,216
連結範囲の変動に伴う剰余金の増減	—	—	—	—	—	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	△7,218
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	△410	△410	44	△4,252	△4,618
当期変動額合計	0	△410	△410	44	△4,252	△8,102
当期末残高	0	△1,834	△1,833	179	—	15,539

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,914	5,534
減価償却費	965	1,061
のれん償却額	741	807
固定資産除売却損益 (△は益)	26	163
減損損失	3	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	19	4
関係会社株式売却損益 (△は益)	28	—
株式報酬費用	33	71
事業撤退損	14	233
持分法による投資損益 (△は益)	△106	△334
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	95	△109
賞与引当金の増減額 (△は減少)	126	39
返金引当金の増減額 (△は減少)	10	74
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	24	150
為替差損益 (△は益)	△29	51
支払利息	48	66
売上債権の増減額 (△は増加)	△279	△34
未払消費税等の増減額 (△は減少)	159	28
未収入金の増減額 (△は増加)	△956	△1,004
前払費用の増減額 (△は増加)	182	△64
前受金の増減額 (△は減少)	60	△581
未払金の増減額 (△は減少)	806	993
その他	△160	73
小計	6,731	7,225
利息及び配当金の受取額	11	11
利息の支払額	△48	△62
法人税等の支払額	△1,883	△2,018
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,811	5,156
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△998	△1,047
定期預金の払戻による収入	1,024	982
有形固定資産の取得による支出	△214	△216
無形固定資産の取得による支出	△707	△731
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△1,197	△23
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△11	—
その他	9	△29
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,095	△1,066
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△32	—
長期借入れによる収入	973	10,953
長期借入金の返済による支出	△1,359	△1,941
新株予約権の発行による収入	—	4
新株予約権の行使による株式の発行による収入	17	50
配当金の支払額	△478	△557
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△230	△11,453
その他	2	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,107	△2,943
現金及び現金同等物に係る換算差額	19	△24
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,627	1,122
現金及び現金同等物の期首残高	7,140	8,768
現金及び現金同等物の期末残高	※ 8,768	※ 9,890

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 39社

主要な連結子会社の名称

株式会社エス・エム・エスキャリア

SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.

MIMS Pte. Ltd.

MIMS (Shanghai) Ltd.

KIMS Limited

Medica Asia Australia (Holdco) Pty Ltd

MIMS Australia Pty Ltd

MIMS (NZ) Limited 等

SMS Medical Ad Sdn. Bhd.ほか2社は、株式取得及び新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めました。

SENIOR MARKETING SYSTEM (THAILAND) CO., LTD.ほか3社は、清算終了により、当連結会計年度より連結の範囲から除外いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

関連会社の名称

エムスリーキャリア株式会社 等

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社エス・エム・エスキャリア、株式会社エス・エム・エスサポートサービス、株式会社エス・エム・エスフィナンシャルサービス、株式会社ツヴァイク、株式会社ワークアンビシャス及び株式会社ウィルワンの決算日は3月末日であり、連結決算日(3月末日)と一致しております。

また、上記以外の連結子会社の決算日は12月31日ではありますが、決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、本連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、貯蔵品

主として移動平均法による原価法を採用しております。(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～9年

機械装置及び運搬具 2～5年

ロ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 社内利用可能期間(5年以内)

商標権 非償却

顧客関係資産 12年

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 返金引当金

当社と事業者間の人材紹介取引契約書の返金制度に基づき、求職者の退社に伴う返金の支払いに備えるため、実績率により返金見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

ハ ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクの低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括処理することとしております。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その効果の及ぶ期間（20年以内）に基づき定額法により償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ロ 連結納税制度の適用

当社及び一部の子会社は当社を連結納税親法人として連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 2005年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(表示方法の変更)

1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」353百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」730百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

2. 連結損益計算書

従来、MIMSグループでは、営業活動等の費用の一部を「売上原価」として表示しておりましたが、当連結会計年度より「販売費および一般管理費」として表示する方法に変更いたしました。この変更は、従来は重要性が低いため売上原価に含めていたものについて、金額的重要性が増してきたため当該費用についてその発生の様態を再検討し、グループの業績を統一した方法で管理し、事業活動の成果をより適切に表示するために行ったものであります。

なお、この方法によった場合、前連結会計年度の連結損益計算書における「売上原価」は3,289百万円、「販売費及び一般管理費」は19,300百万円であります。

3. 連結キャッシュ・フロー計算書

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「株式報酬費用」「支払利息」「事業撤退損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△63百万円は、「株式報酬費用」33百万円、「支払利息」48百万円、「事業撤退損」14百万円、「その他」△160百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※ 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,707	2,038

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料手当	6,621	7,871
広告宣伝費	3,413	4,106
のれん償却費	741	807
減価償却費	966	1,061
業務委託費	2,575	2,545
法定福利費	961	1,246
地代家賃	1,122	1,284
賞与引当金繰入額	266	389
退職給付費用	41	95
貸倒引当金繰入額	146	39

(注) 表示方法の変更に伴い、前連結会計年度において売上原価に含まれていた754百万円を「給料手当」、72百万円を「業務委託費」、57百万円を「法定福利費」として組み替えております。

※2 関係会社株式売却損

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
主に株式会社エス・エム・エスメディケアサービスに係る売却損であります。		—

※3 固定資産除売却損

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物	8百万円	0百万円
工具、器具及び備品	2	0
機械装置及び運搬具	2	8
ソフトウェア	17	155
計	31	165

※4 事業撤退損

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

株式会社エス・エム・エスキャリアのカタログ通販「ピュアナース」の事業撤退に係る損失であります。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

事業撤退損の内訳は次のとおりです。

海外子会社事業撤退損（注）	135百万円
出版事業撤退損	55
その他	43
計	233

（注） SENIOR MARKETING SYSTEM SDN. BHD. の清算決議に係るソフトウェアの減損125百万円等によるものであります。

（連結包括利益計算書関係）

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△0百万円	0百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	△0	0
税効果額	0	△0
その他有価証券評価差額金	△0	0
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△800	△412
組替調整額	—	12
為替換算調整勘定	△800	△399
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△25	△3
組替調整額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	△25	△3
その他の包括利益合計	△825	△402

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加株 式数	当連結会計年度減少株 式数	当連結会計年度末株 式数
発行済株式				
普通株式（注1）	43,382,000	38,400	—	43,421,000
合計	43,382,600	38,400	—	43,421,000
自己株式				
普通株式（注2）	113	42	—	155
合計	113	42	—	155

(注) 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を実施しております。表中は分割前の株式数を記載しております。

(注1) 発行済株式の当連結会計年度増加株式数38,400株は、新株予約権の行使によるものです。

(注2) 自己株式の数の増加は、自己株式の取得による増加42株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	2011年8月 第7回 ストック・オプション	普通株式	6,400	—	—	6,400	0
	2012年7月 第8回 ストック・オプション	普通株式	57,600	—	43,200	14,400	4
	2013年7月 第9回 ストック・オプション	普通株式	62,400	—	4,800	57,600	24
	2014年7月 第10回 ストック・オプション	普通株式	200,000	—	—	200,000	90
	2016年7月 第11回 ストック・オプション	普通株式	18,000	—	—	18,000	11
	2016年7月 第12回 ストック・オプション	普通株式	206,000	—	2,000	204,000	1
	2017年5月 第13回 ストック・オプション	普通株式	—	159,000	1,000	158,000	2
合計	—	—	550,400	159,000	51,000	658,400	135

(注) 1. 上表の新株予約権は、第7回分については2016年8月19日より、第8回分については2017年7月20日より、第9回分については2018年7月18日より、第10回分については2021年7月17日より、第11回分については2019年7月20日より、第12回分については2019年7月1日より、第13回分については2020年7月1日より権利行使可能となります。

2. 減少数は、新株予約権の権利行使および権利失効によるものです。

3. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を実施しております。表中は分割前の株式数を記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	477	11	2017年3月31日	2017年6月23日

(注) 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額を記載しております。なお、当該分割を考慮した場合の1株当たり配当額は、5.5円となります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	564	13	2018年3月31日	2018年6月22日

(注) 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額は、当該株式分割を考慮しない額を記載しています。なお、当該分割を考慮した場合の1株当たり配当額は、6.5円となります。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加株 式数	当連結会計年度減少株 式数	当連結会計年度末株 式数
発行済株式				
普通株式（注1, 2）	43,421,000	43,577,800	—	86,998,800
合計	43,421,000	43,577,800	—	86,998,800
自己株式				
普通株式（注1, 3）	155	217	—	372
合計	155	217	—	372

(注1) 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(注2) 発行済株式の当連結会計年度増加株式数43,577,800株は、株式分割による増加43,421,000株、新株予約権の行使による増加156,800株です。

(注3) 自己株式の当連結会計年度増加株式数217株は、株式分割による増加155株、自己株式の取得による増加62株です。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会 社)	2011年8月 第7回 ストック・オプション（注1）	普通株式	6,400	6,400	12,800	—	—
	2012年7月 第8回 ストック・オプション（注1）	普通株式	14,400	14,400	28,800	—	—
	2013年7月 第9回 ストック・オプション（注1）	普通株式	57,600	57,600	115,200	—	—
	2014年7月 第10回 ストック・オプション（注1）	普通株式	200,000	200,000	—	400,000	114
	2016年7月 第11回 ストック・オプション（注1）	普通株式	18,000	18,000	—	36,000	18
	2016年7月 第12回 ストック・オプション（注1）	普通株式	204,000	204,000	—	408,000	1
	2017年5月 第13回 ストック・オプション（注1）	普通株式	158,000	158,000	—	316,000	2
	2018年7月 第14回 ストック・オプション	普通株式	—	180,000	—	180,000	43
合計	—	—	658,400	838,400	156,800	1,340,000	179

(注1) 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(注) 1. 上表の新株予約権は、第10回分については2021年7月17日より、第11回分については2019年7月20日より、第12回分については2019年7月1日より、第13回分については2020年7月1日より、第14回分については2021年7月1日より権利行使可能となります。

2. 減少数は、新株予約権の権利行使によるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	564	13	2018年3月31日	2018年6月22日

(注) 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額は、当該分割を考慮しない額を記載しています。なお、当該分割を考慮した場合の1株当たり配当額は、6.5円となります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	652	7.5	2019年3月31日	2019年6月20日

4. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、2018年9月28日付で、当社の連結子会社であるMedica Asia (Holdco) Limitedの株式の追加取得を行っております。この結果、当連結会計年度において資本剰余金が3,992百万円、利益剰余金が3,225百万円減少し、当連結会計年度末において資本剰余金が13百万円、利益剰余金が14,971百万円となっております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	9,515百万円	10,703百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△747	△812
現金及び現金同等物	8,768	9,890

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動によって獲得した資金を以て事業運営を行うことを原則としております。また、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、そのほとんどが2ヵ月以内の入金期日となっており、顧客の信用リスクは限定的です。また当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社は、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

長期借入金は、主にM&Aにおける株式取得を目的としたものです。また、シンジケートローンによる借入の一部を除き、金利変動リスクや為替変動リスクは、金利スワップや通貨スワップを利用して個別契約ごとにデリバティブ取引をヘッジ手段としております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	9,515	9,515	—
(2) 売掛金	4,308	4,308	—
貸倒引当金(*1)	△224	△224	—
	4,084	4,084	—
(3) 未収入金	3,474	3,474	—
資産計	17,074	17,074	—
(4) 長期借入金(*2)	11,086	11,046	△39
(5) 未払金	5,061	5,061	—
(6) 未払法人税等	1,068	1,068	—
負債計	17,216	17,176	△39
デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	10,703	10,703	—
(2) 売掛金	4,323	4,323	—
貸倒引当金(*1)	△114	△114	—
	4,209	4,209	—
(3) 未収入金	4,478	4,478	—
資産計	19,391	19,391	—
(4) 長期借入金(*2)	20,120	20,090	△29
(5) 未払金	6,064	6,064	—
(6) 未払法人税等	623	623	—
負債計	26,809	26,779	△29
デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

負 債

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

固定金利又は金利スワップにより金利を固定している長期借入金は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。また、当連結会計年度における変動金利の長期借入金は、当連結会計年度末のTIBORレートを適用したうえで固定金利と同様に現在価値を算定しております。

(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該借入金等の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券		
非上場株式	1,721	2,048

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2018年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,447	—	—	—
売掛金	4,308	—	—	—
未収入金	3,474	—	—	—
合計	17,230	—	—	—

当連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,662	—	—	—
売掛金	4,323	—	—	—
未収入金	4,478	—	—	—
合計	19,464	—	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2018年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	8	—	—	—	—	—
長期借入金	1,395	1,395	1,395	1,395	1,298	4,204
合計	1,404	1,395	1,395	1,395	1,298	4,204

当連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	—	—	—	—	—	—
長期借入金	2,487	2,487	2,487	2,394	2,301	7,961
合計	2,487	2,487	2,487	2,394	2,301	7,961

（有価証券関係）

1. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ 受取米ドル・支払円	長期借入金	12,012	9,009	(注)

(注) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ 受取米ドル・支払円	長期借入金	12,012	7,807	(注)

(注) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度 (2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	12,012	9,009	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	12,012	7,807	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職一時金制度のみを採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	135百万円	160百万円
勤務費用	38	82
利息費用	0	0
数理計算上の差異の発生額	2	12
退職給付の支払額	△16	△39
その他	—	94
退職給付債務の期末残高	160	311

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	160百万円	311百万円
退職給付に係る負債	160	311

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	38百万円	82百万円
利息費用	0	0
数理計算上の差異の費用処理額	2	12
確定給付制度に係る退職給付費用	41	95

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
割引率	0.1%	0.1%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
一般管理費の株式報酬費用	33	71

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	役員4名、従業員9名	役員5名、従業員9名	役員4名、従業員13名
ストック・オプション数 (注1, 2)	108,800株	182,400株	201,600株
付与日	2011年8月19日	2012年7月20日	2013年7月18日
権利確定条件	当社または当社の関係会社の役職員であること。(ただし、任期満了による退任、定年退職ならびにその他正当な理由のある場合はその限りではない。)その他の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。	当社または当社の関係会社の役職員であること。(ただし、任期満了による退任、定年退職ならびにその他正当な理由のある場合はその限りではない。)その他の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。	当社または当社の関係会社の役職員であること。(ただし、任期満了による退任、定年退職ならびにその他正当な理由のある場合はその限りではない。)その他の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	自 2011年8月19日 至 2016年8月18日	自 2012年7月20日 至 2017年7月19日	自 2013年7月18日 至 2018年7月17日
権利行使期間	自 2016年8月19日 至 2021年8月18日	自 2017年7月20日 至 2022年7月19日	自 2018年7月18日 至 2023年7月17日

	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	役員1名	役員3名	役員3名、従業員40名
ストック・オプション数 (注1, 2)	400,000株	36,000株	412,000株
付与日	2014年7月17日	2016年8月9日	2016年8月9日
権利確定条件	<p>当社の取締役であること。 (ただし、任期満了による退任ならびにその他正当な理由のある場合はその限りではない。)</p> <p>その他の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>	<p>当社の取締役であること。 (ただし、任期満了による退任ならびにその他正当な理由のある場合はその限りではない。)</p> <p>その他の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>	<p>2019年3月期におけるEBITDA(注3)の額が、下記(a)乃至(c)に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を権利行使することができる。</p> <p>(a) EBITDAの額が4,977百万円を超過していること 行使可能割合10%</p> <p>(b) EBITDAの額が6,462百万円を超過していること 行使可能割合50%</p> <p>(c) EBITDAの額が8,216百万円を超過していること 行使可能割合100%</p> <p>その他の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	自 2014年7月17日 至 2021年7月16日	自 2016年8月9日 至 2019年7月19日	—
権利行使期間	自 2021年7月17日 至 2024年7月16日	自 2019年7月20日 至 2026年7月19日	自 2019年7月1日 至 2024年6月30日

	第13回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	役員2名、従業員44名	役員2名、従業員45名
ストック・オプション数 (注1, 2)	318,000株	180,000株
付与日	2017年6月19日	2018年8月7日
権利確定条件	<p>2020年3月期における営業利益の額が、下記(a)乃至(c)に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を権利行使することができる。</p> <p>(a) 営業利益の額が4,853百万円を超過していること 行使可能割合10%</p> <p>(b) 営業利益の額が6,301百万円を超過していること 行使可能割合50%</p> <p>(c) 営業利益の額が8,011百万円を超過していること 行使可能割合100%</p> <p>その他の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>	<p>2021年3月期におけるEBITDA(注4)の額が、下記(a)乃至(c)に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を権利行使することができる。</p> <p>(a) EBITDAの額が7,670百万円を超過していること 行使可能割合10%</p> <p>(b) EBITDAの額が8,764百万円を超過していること 行使可能割合50%</p> <p>(c) EBITDAの額が9,958百万円を超過していること 行使可能割合100%</p> <p>その他の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 2020年7月1日 至 2025年6月30日	自 2021年7月1日 至 2026年6月30日

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 当社は、2015年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。また、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。なお、表中の株式数については、株式分割後の株式数を記載しております。

(注3) 2019年3月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額を加算した額を参照するものとする。

(注4) 2021年3月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額ならびに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

(単位：株)

	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	-	-	57,600
付与	-	-	-
株式分割による増加(注1)	-	-	57,600
失効	-	-	-
権利確定	-	-	115,200
未確定残	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末	6,400	14,400	-
権利確定	-	-	115,200
株式分割による増加(注1)	6,400	14,400	-
権利行使	12,800	28,800	115,200
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	200,000	18,000	204,000
付与	-	-	-
株式分割による増加(注1)	200,000	18,000	204,000
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	400,000	36,000	408,000
権利確定後			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
株式分割による増加	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第13回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション
権利確定前		
前連結会計年度末	158,000	-
付与	-	180,000
株式分割による増加（注1）	158,000	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	316,000	180,000
権利確定後		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
株式分割による増加	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

（注1）当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

② 単価情報

		第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	107	234	372
行使時平均株価	(円)	2,389	1,980	1,914
公正な評価単価 (付与日)	(円)	56	147	229

		第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	736	1,205	1,190
行使時平均株価	(円)	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)	(円)	422	569	3

		第13回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1,528	1,978
行使時平均株価	(円)	-	-
公正な評価単価 (付与日)	(円)	8	25

(注) 当社は、2015年1月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を実施しております。また、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を実施しております。なお、表中は分割後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第14回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

第14回ストック・オプションについて

① 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション式

② 主な基礎数値及び見積方法

	第14回ストック・オプションについて
株価変動性 (注1)	47.07%
予想残存期間 (注2)	5.4年
予想配当 (注3)	6.5円/株
無リスク利率 (注4)	△0.05%

(注1) 2013年3月14日から2018年8月7日までの株価実績に基づき算定しております。

(注2) 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

(注3) 2018年3月期の配当実績によっております。なお、当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。そのため、表中の1株当たり配当額は分割後の値を記載しております。

(注4) 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	82百万円	79百万円
賞与引当金繰入否認	101	119
返金引当金繰入否認	53	81
未払法定福利費	14	14
貸倒引当金繰入限度超過額	34	24
ソフトウェア償却超過	191	205
退職給付引当金繰入否認	53	64
株式取得費用	93	142
繰越欠損金	406	585
その他	21	186
繰延税金資産小計	1,054	1,504
評価性引当額	△323	△640
繰延税金資産合計	730	864
繰延税金負債との相殺	—	△9
繰延税金資産の純額	730	855
繰延税金負債		
顧客関係資産	2,175	2,078
その他有価証券評価差額金	0	0
その他	—	9
繰延税金負債合計	2,175	2,087
繰延税金資産との相殺	—	△9
繰延税金負債の純額	2,175	2,078

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会	30.62%
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額特別控除 のれん等償却額	計適用後の法人税等の負 担率との間の差異が法定	△4.01%
持分法による投資損益	実効税率の100分の5以	5.77%
その他	下であるため注記を省略	△7.48%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	しております。	△0.63%
		24.26%

(企業結合等関係)
共通支配下の取引等
子会社株式の追加取得

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Medica Asia (Holdco) Limited
事業の内容 持株会社

(2) 企業結合日

2018年9月28日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その後取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は40%であり、当該取引によりMedica Asia (Holdco) Limitedを当社の完全子会社といたしました。当該追加取得は、意思決定の迅速化及び当社グループ内における一層のシナジー創出を実現し、企業価値の向上を図るために行ったものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	11,453百万円
取得原価		11,453百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金（利益剰余金含む）の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金及び利益剰余金の金額

資本剰余金 3,992百万円
利益剰余金 3,225百万円

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関する敷金が資産計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は、不動産賃貸契約開始から終了までの期間を用いております。

また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額は34百万円であり、当連結会計年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は191百万円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントの概要

当社及び連結子会社の事業は、高齢社会に適した情報インフラの構築を目的とする事業ならびにこれらに付帯する業務の単一事業です。

従って、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社及び連結子会社の事業は、高齢社会に適した情報インフラの構築を目的とする事業ならびにこれらに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	その他	合計
21,502	5,109	26,611

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	その他	合計
228	176	405

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社及び連結子会社の事業は、高齢社会に適した情報インフラの構築を目的とする事業ならびにこれらに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	その他	合計
25,372	5,464	30,836

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	その他	合計
322	125	447

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はエムスリーキャリア株式会社であり、その要約財務情報は以下のとおりです。

	エムスリーキャリア(株)	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	4,140百万円	5,411百万円
固定資産合計	1,197	1,156
流動負債合計	1,848	2,458
固定負債合計	95	88
純資産合計	3,393	4,020
売上高	10,879	13,709
税引前当期純利益金額	2,843	3,726
当期純利益金額	2,010	2,704

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	221.72円	176.55円
1株当たり当期純利益金額	38.72円	48.51円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	38.57円	48.24円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	3,361	4,216
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	3,361	4,216
期中平均株式数 (株)	86,815,332	86,934,982
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (株)	335,137	475,622
(うち新株予約権 (株))	(335,137)	(475,622)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2016年7月20日取締役会決議の第12回新株予約権 普通株式 367,200株 2017年5月29日取締役会決議の第13回新株予約権 普通株式 316,000株	2016年7月20日取締役会決議の第12回新株予約権 普通株式 204,000株 2017年5月29日取締役会決議の第13回新株予約権 普通株式 316,000株 2018年7月18日取締役会決議の第14回新株予約権 普通株式 180,000株

(注) 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、期中平均株式数、普通株式増加数及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式数は、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	8	-	0.00	-
1年内返済予定の 長期借入金	1,395	2,487	0.45	-
長期借入金(1年以内に返 済予定のものを除く。)	9,690	17,632	0.35	2020年～2028年
合計	11,094	20,120	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,487	2,487	2,394	2,301

【資産除去債務明細表】

資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法をとっております。

このため、該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	8,067	15,040	22,024	30,836
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	2,092	2,866	3,160	5,534
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	1,644	2,157	2,390	4,216
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	18.94	24.84	27.51	48.51

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額	18.94	5.90	2.67	21.00

(注) 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、1株当たり四半期(当期)純利益金額は、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,646	4,541
売掛金	※ 1,340	※ 1,319
商品及び製品	49	-
仕掛品	2	-
貯蔵品	8	19
未収入金	※ 776	※ 1,080
前払費用	220	240
関係会社短期貸付金	※ 831	※ 390
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	※ 44	-
その他	0	0
貸倒引当金	△68	△39
流動資産合計	6,853	7,551
固定資産		
有形固定資産		
建物	147	166
減価償却累計額	△90	△97
建物（純額）	57	68
工具、器具及び備品	304	321
減価償却累計額	△217	△225
工具、器具及び備品（純額）	86	95
有形固定資産合計	143	164
無形固定資産		
ソフトウェア	1,102	1,001
その他	0	0
無形固定資産合計	1,102	1,001
投資その他の資産		
投資有価証券	10	6
関係会社株式	21,286	33,231
関係会社出資金	37	-
関係会社長期貸付金	※ 218	-
敷金及び保証金	410	443
繰延税金資産	777	684
その他	20	29
貸倒引当金	△112	△78
投資その他の資産合計	22,648	34,318
固定資産合計	23,895	35,484
資産合計	30,748	43,035

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	1,201	2,301
未払金	※ 866	※ 1,615
未払費用	83	120
未払法人税等	407	40
前受金	5	5
預り金	38	46
その他	96	106
流動負債合計	2,699	4,235
固定負債		
長期借入金	9,009	17,157
長期預り保証金	7	7
固定負債合計	9,016	17,165
負債合計	11,715	21,401
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,167	2,208
資本剰余金		
資本準備金	2,142	2,183
その他資本剰余金	2,302	2,302
資本剰余金合計	4,445	4,486
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,284	14,760
利益剰余金合計	12,284	14,760
自己株式	△0	△0
株主資本合計	18,897	21,454
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
新株予約権	135	179
純資産合計	19,032	21,634
負債純資産合計	30,748	43,035

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	※2 8,435	※2 9,270
売上原価	※2 711	※2 968
売上総利益	7,724	8,301
販売費及び一般管理費	※1, ※2 6,888	※1, ※2 7,823
営業利益	836	477
営業外収益		
受取利息	※2 15	※2 15
受取配当金	※2 1,929	※2 2,786
業務受託手数料	※2 795	※2 754
その他	※2 18	※2 40
営業外収益合計	2,758	3,597
営業外費用		
為替差損	24	7
支払利息	29	44
貸倒引当金繰入額	85	—
アレンジメントフィー	—	46
その他	—	10
営業外費用合計	139	108
経常利益	3,455	3,966
特別損失		
固定資産除却損	10	111
関係会社株式評価損	※3 3	※3 323
関係会社株式売却損	15	83
事業撤退損	—	55
投資有価証券評価損	19	4
その他	—	48
特別損失合計	48	627
税引前当期純利益	3,406	3,338
法人税、住民税及び事業税	537	205
法人税等調整額	△70	93
法人税等合計	466	298
当期純利益	2,940	3,040

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 当期製品原価					
当期総製作費		57		35	
期首製品たな卸高		55		49	
期首仕掛品たな卸高		4		2	
合計		116		87	
期末製品たな卸高		△49		-	
期末仕掛品たな卸高		△2		-	
他勘定振替高 ※		-		△48	
当期製品原価			65		39
II 仕入原価			452	63.6	774
III 業務委託費			191	26.9	154
IV その他			2	0.4	-
売上原価			711	100.0	968
					100.0

原価計算の方法

当社の原価計算は、個別原価計算によっております。

※ 他勘定振替高の内容は、出版事業撤退に伴う評価損によるものであり特別損失へ振替しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,153	2,128	2,302	4,430	9,821	9,821	△0	16,405
当期変動額								
新株の発行	14	14	-	14	-	-	-	29
剰余金の配当	-	-	-	-	△477	△477	-	△477
当期純利益	-	-	-	-	2,940	2,940	-	2,940
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	14	14	-	14	2,463	2,463	△0	2,492
当期末残高	2,167	2,142	2,302	4,445	12,284	12,284	△0	18,897

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	0	0	110	16,515
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	29
剰余金の配当	-	-	-	△477
当期純利益	-	-	-	2,940
自己株式の取得	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△0	△0	25	25
当期変動額合計	△0	△0	25	2,517
当期末残高	0	0	135	19,032

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,167	2,142	2,302	4,445	12,284	12,284	△0	18,897	
当期変動額									
新株の発行	41	41	-	41	-	-	-	82	
剰余金の配当	-	-	-	-	△564	△564	-	△564	
当期純利益	-	-	-	-	3,040	3,040	-	3,040	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	41	41	-	41	2,475	2,475	△0	2,557	
当期末残高	2,208	2,183	2,302	4,486	14,760	14,760	△0	21,454	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	0	0	135	19,032
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	82
剰余金の配当	-	-	-	△564
当期純利益	-	-	-	3,040
自己株式の取得	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	44	44
当期変動額合計	0	0	44	2,602
当期末残高	0	0	179	21,634

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、貯蔵品

主として移動平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～15年
----	-------

工具、器具及び備品	5～6年
-----------	------

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づき償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクの低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

当社を連結納税親法人として連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 2005年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」46百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」777百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりです。(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
関係会社に対する金銭債権	2,127	1,648
関係会社に対する金銭債務	96	822

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83.4%、当事業年度83.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度16.6%、当事業年度16.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料手当	1,389	1,907
広告宣伝費	1,315	1,438
減価償却費	633	630
業務委託費	2,092	2,082
法定福利費	236	313
地代家賃	337	368

※2 関係会社との取引高(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引	2,741	2,917
営業取引以外の取引	2,745	3,561

※3 関係会社株式評価損

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
SENIOR MARKETING SYSTEM (THAILAND) CO., LTD. に係る評価損であります。		SENIOR MARKETING SYSTEM SDN. BHD. に係る評価損であります。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式33,079百万円、関連会社株式152百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式21,133百万円、関連会社株式152百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	19百万円	5百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	55	36
ソフトウェア償却超過	185	191
株式報酬費用	-	35
関係会社出資金評価損	35	-
関係会社株式評価損	495	594
投資有価証券評価損	6	7
資産除去債務否認	11	34
減損損失	2	1
関係会社株式 (会社分割に伴う承継会社株式)	90	90
棚卸資産評価損	-	14
その他	10	7
繰延税金資産小計	912	1,018
評価性引当金	-	△199
繰延税金資産合計	912	819
繰延税金負債		
関係会社株式有償減資	134	134
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金負債合計	134	134
繰延税金資産の純額	777	684

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.86%	30.62%
受取配当金等の益金不算入額	△17.43%	△25.55%
株式報酬費用	0.31%	0.43%
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額特別控除	△0.69%	△3.01%
評価性引当額の増減	-	5.97%
その他	0.65%	0.48%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.69%	8.94%

(注) 前事業年度において「その他」に表示していた△0.69%は、「雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額特別控除」として組み替えております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首 残高 (百万円)	当期 増加額 (百万円)	当期 減少額 (百万円)	当期 償却額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産	建物	57	23	0	11	68	97
	工具、器具及び備品	86	46	0	36	95	225
	計	143	70	0	48	164	323
無形固定資産	ソフトウェア	1,102	591	111	581	1,001	-
	その他	0	-	-	-	0	-
	計	1,102	591	111	581	1,001	-

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

有形固定資産の増加

- ・建物（オフィス設備 12百万円）
- ・工具、器具及び備品（オフィス器具・備品 9百万円）

無形固定資産の増加

- ・ソフトウェア（カイポケBizシステム 309百万円）

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	181	59	122	117

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取 取扱場所 株主名簿管理人 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 (1) 提出会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。 (2) 株主等が証券会社等または証券保管振替機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.bm-sms.co.jp/ir/announce/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類ならびに確認書

事業年度 (第15期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月21日 関東財務局長に提出
----------------	-----------------------------	-------------------------

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月21日
関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 (第16期第1四半期)	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	2018年8月10日 関東財務局長に提出
---------------------	-----------------------------	-------------------------

事業年度 (第16期第2四半期)	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	2018年11月13日 関東財務局長に提出
---------------------	-----------------------------	--------------------------

事業年度 (第16期第3四半期)	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	2019年2月13日 関東財務局長に提出
---------------------	-------------------------------	-------------------------

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。 2018年6月28日
関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。 2018年7月18日
関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。 2018年12月6日
関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月19日

株式会社エス・エム・エス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野元寿文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇本恵一 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エス・エム・エスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エス・エム・エス及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エス・エム・エスの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エス・エム・エスが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは、監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月19日

株式会社エス・エム・エス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野元寿文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 脇本恵一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エス・エム・エスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エス・エム・エスの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは、監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月19日
【会社名】	株式会社エス・エム・エス
【英訳名】	SMS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 夏樹
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役経営管理本部長 杉崎 政人
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目11番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長後藤夏樹及び取締役経営管理本部長杉崎政人は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性については、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な評価結果を踏まえ、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、その事業拠点における当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売上高」「売掛金」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案し、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月19日
【会社名】	株式会社エス・エム・エス
【英訳名】	SMS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 夏樹
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役経営管理本部長 杉崎 政人
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目11番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長後藤夏樹及び取締役経営管理本部長杉崎政人は、当社の第16期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。